

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (23 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行~1.jtd (189 KB)

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第48回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月15日 14:08

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室)

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (23 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行~1.jtd (189 KB)

内閣官房副長官補室(外政) 八幡様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第48回)を、11月15日(木)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、内容は以前に持ち込んだものと同じですが、部長説明用に浄書したものです。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

また、法制局から秘密保全法制関係の主意書の提出を求められ、下記1~6の主意書を提出しましたのでご参考までにお知らせします。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1 木村太郎君提出「民主党政権の国益を損なう外交姿勢に関する質問主意書」(内閣衆質176第197号)

2 秋葉賢也君提出「我が国政府の情報保全の在り方に関する質問主意書」(内閣衆質177第4号)

3 塩川鉄也君提出「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の情報開示に関する質問主意書」(内閣衆質180第127号)

4 福島みずほ君提出「秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(内閣参質180第73号)

5 塩川鉄也君提出「特別秘密の管理に関する質問主意書」(内閣衆質181第10号)

6 塩川鉄也君提出「特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(平成24年11月8日提出・質問第38号、平成24年11月16日閣議決定予定)

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第48回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月15日 14:10

宛先: 丸山 洋平(安危本室)

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (23 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行~1.jtd (189 KB)

内閣官房副長官補室(安危) 丸山様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第48回)を、11月15日(木)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、内容は以前に持ち込んだものと同じですが、部長説明用に浄書したものです。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

また、法制局から秘密保全法制関係の主意書の提出を求められ、下記1~6の主意書を提出しましたのでご参考までにお知らせします。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1 木村太郎君提出「民主党政権の国益を損なう外交姿勢に関する質問主意書」(内閣衆質176第197号)

2 秋葉賢也君提出「我が国政府の情報保全の在り方に関する質問主意書」(内閣衆質177第4号)

3 塩川鉄也君提出「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の情報開示に関する質問主意書」(内閣衆質180第127号)

4 福島みずほ君提出「秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(内閣参質180第73号)

5 塩川鉄也君提出「特別秘密の管理に関する質問主意書」(内閣衆質181第10号)

6 塩川鉄也君提出「特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(平成24年11月8日提出・質問第38号、平成24年11月16日閣議決定予定)

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第48回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月15日 14:13

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (23 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行~1.jtd (189 KB)

警察庁警備局警備企画課 小林様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第48回)を、11月15日(木)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、内容は以前に持ち込んだものと同じですが、部長説明用に浄書したものです。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

また、法制局から秘密保全法制関係の主意書の提出を求められ、下記1~6の主意書を提出しましたのでご参考までにお知らせします。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 1 木村太郎君提出「民主党政権の国益を損なう外交姿勢に関する質問主意書」(内閣衆質176第197号)
- 2 秋葉賢也君提出「我が国政府の情報保全の在り方に関する質問主意書」(内閣衆質177第4号)
- 3 塩川鉄也君提出「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の情報開示に関する質問主意書」(内閣衆質180第127号)
- 4 福島みずほ君提出「秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(内閣参質180第73号)
- 5 塩川鉄也君提出「特別秘密の管理に関する質問主意書」(内閣衆質181第10号)
- 6 塩川鉄也君提出「特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(平成24年11月8日提出・質問第38号、平成24年11月16日閣議決定予定)

内閣官房内閣情報調査室総務部

様

様

Tel 03-5253-2111 (内線 様)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第48回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月15日 14:16

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (23 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行~1.jtd (189 KB)

公安調査庁 総務部審理室 様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第48回)を、11月15日(木)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、内容は以前に持ち込んだものと同じですが、部長説明用に浄書したものです。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

また、法制局から秘密保全法制関係の主意書の提出を求められ、下記1~6の主意書を提出しましたのでご参考までにお知らせします。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 1 木村太郎君提出「民主党政権の国益を損なう外交姿勢に関する質問主意書」(内閣衆質176第197号)
- 2 秋葉賢也君提出「我が国政府の情報保全の在り方に関する質問主意書」(内閣衆質177第4号)
- 3 塩川鉄也君提出「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の情報開示に関する質問主意書」(内閣衆質180第127号)
- 4 福島みずほ君提出「秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(内閣参質180第73号)
- 5 塩川鉄也君提出「特別秘密の管理に関する質問主意書」(内閣衆質181第10号)
- 6 塩川鉄也君提出「特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(平成24年11月8日提出・質問第38号、平成24年11月16日閣議決定予定)

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第48回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月15日 14:18

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (23 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行~1.jtd (189 KB)

法務省 刑事局公安課 櫻谷様 長谷川様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第48回)を、11月15日(木)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、内容は以前に持ち込んだものと同じですが、部長説明用に浄書したものです。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

また、法制局から秘密保全法制関係の主意書の提出を求められ、下記1~6の主意書を提出しましたのでご参考までにお知らせします。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1 木村太郎君提出「民主党政権の国益を損なう外交姿勢に関する質問主意書」(内閣衆質176第197号)

2 秋葉賢也君提出「我が国政府の情報保全の在り方に関する質問主意書」(内閣衆質177第4号)

3 塩川鉄也君提出「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の情報開示に関する質問主意書」(内閣衆質180第127号)

4 福島みずほ君提出「秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(内閣参質180第73号)

5 塩川鉄也君提出「特別秘密の管理に関する質問主意書」(内閣衆質181第10号)

6 塩川鉄也君提出「特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(平成24年11月8日提出・質問第38号、平成24年11月16日閣議決定予定)

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 *****)

***** (直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第48回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月15日 14:20

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (23 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行~1.jtd (189 KB)

外務省 大臣官房総務課 様、様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第48回)を、11月15日(木)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、内容は以前に持ち込んだものと同じですが、部長説明用に浄書したものです。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

また、法制局から秘密保全法制関係の主意書の提出を求められ、下記1~6の主意書を提出しましたのでご参考までにお知らせします。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文素案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

1 木村太郎君提出「民主党政権の国益を損なう外交姿勢に関する質問主意書」(内閣衆質176第197号)

2 秋葉賢也君提出「我が国政府の情報保全の在り方に関する質問主意書」(内閣衆質177第4号)

3 塩川鉄也君提出「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の情報開示に関する質問主意書」(内閣衆質180第127号)

4 福島みずほ君提出「秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(内閣参質180第73号)

5 塩川鉄也君提出「特別秘密の管理に関する質問主意書」(内閣衆質181第10号)

6 塩川鉄也君提出「特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(平成24年11月8日提出・質問第38号、平成24年11月16日閣議決定予定)

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線 〇〇〇)

(直通)

Fax 03-3592-2307

【ご連絡】 内閣法制局への秘密保全法制の資料持込みについて(第48回)

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2012年11月15日 14:22

宛先:

添付ファイル: 持込資料リスト.jtd (23 KB); ①条文案・理由.jtd (71 KB); ②特別秘密の保護に関する法律案と秘密保全に関する現行~1.jtd (189 KB)

海上保安庁 総務部政務課 坂本様

いつも大変お世話になっております。

標記の件について、秘密保全法制に関する資料(第48回)を、11月15日(木)に内閣法制局に持ち込みました。

同資料は、内容は以前に持ち込んだものと同じですが、部長説明用に浄書したものです。

それらの資料について、このメールに添付しておりますので、

お気付きの点、ご質問等ありましたら、当方までご連絡をいただけたらと存じます。

また、法制局から秘密保全法制関係の主意書の提出を求められ、下記1~6の主意書を提出しましたのでご参考までにお知らせします。

なお、資料の取扱いには、十分ご注意をお願いいたします。

(条文案案等の資料につきましては、これまでと同様、セキュリティ機能の設定をしております)

御多忙のおり恐縮ですが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

- 1 木村太郎君提出「民主党政権の国益を損なう外交姿勢に関する質問主意書」(内閣衆質176第197号)
- 2 秋葉賢也君提出「我が国政府の情報保全の在り方に関する質問主意書」(内閣衆質177第4号)
- 3 塩川鉄也君提出「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の情報開示に関する質問主意書」(内閣衆質180第127号)
- 4 福島みずほ君提出「秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(内閣参質180第73号)
- 5 塩川鉄也君提出「特別秘密の管理に関する質問主意書」(内閣衆質181第10号)
- 6 塩川鉄也君提出「特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」(平成24年11月8日提出・質問第38号、平成24年11月16日閣議決定予定)

内閣官房内閣情報調査室総務部

Tel 03-5253-2111 (内線)

(直通)

Fax 03-3592-2307

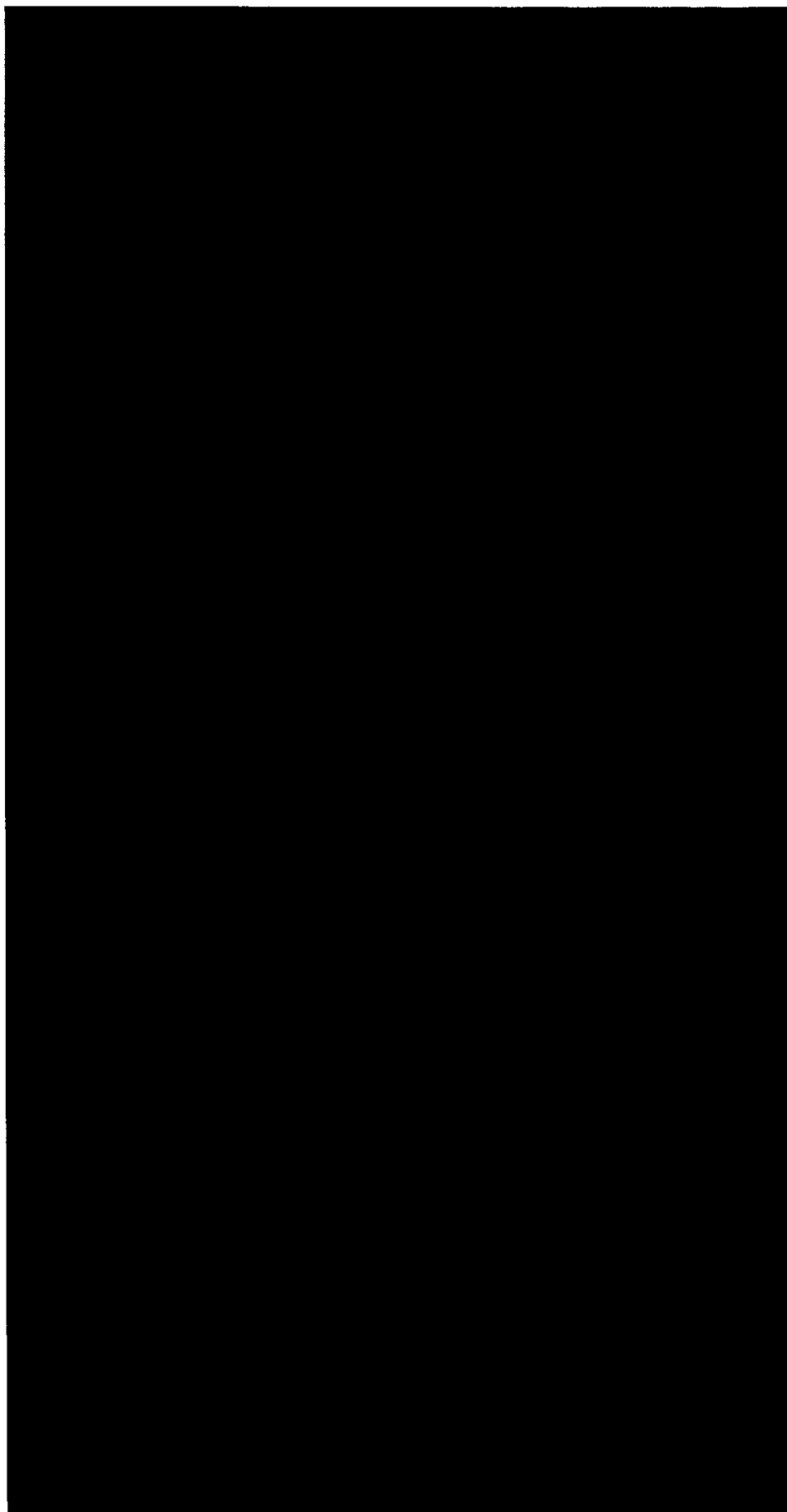
秘密保全法制 法制局持込み資料

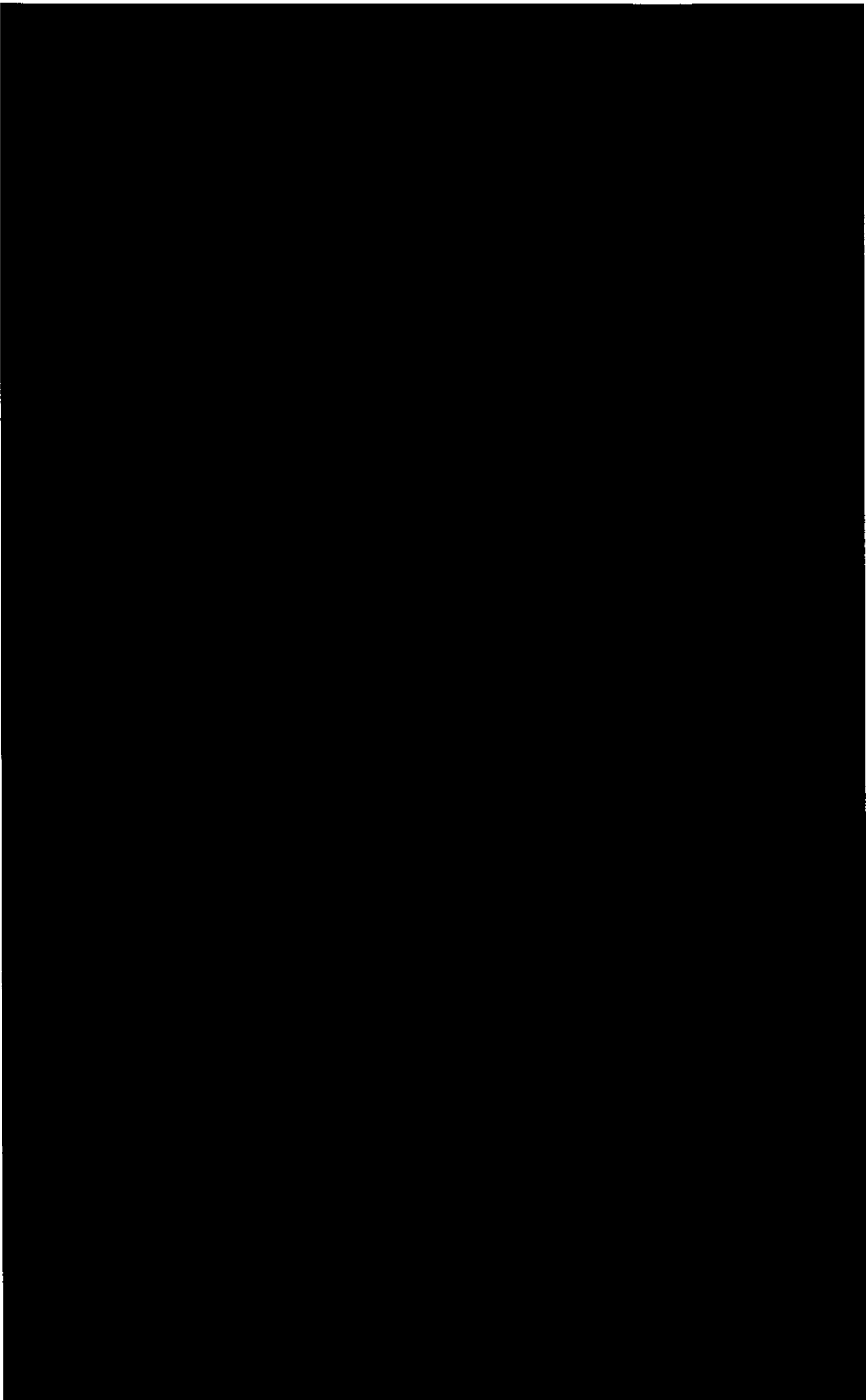
平成24年11月15日

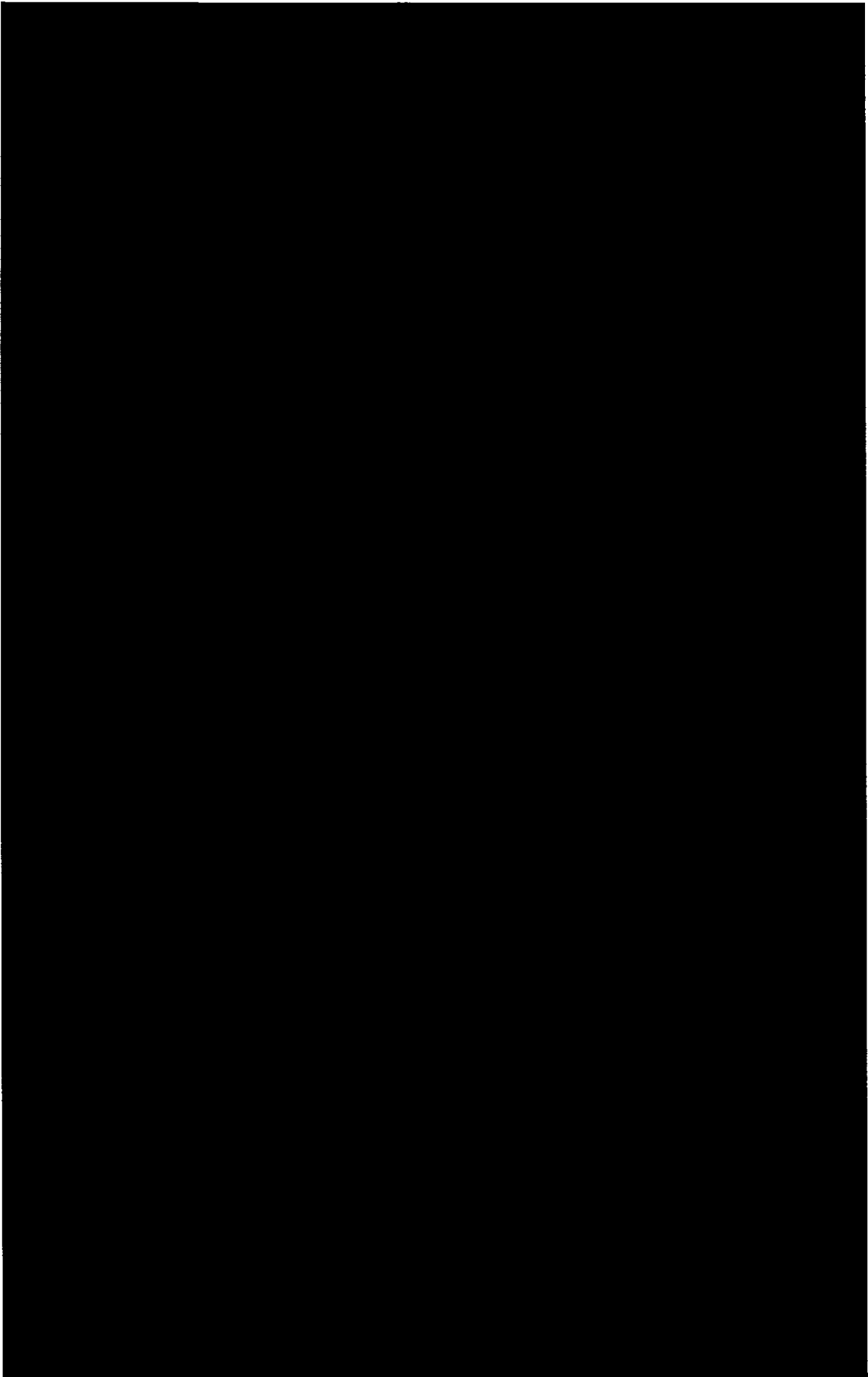
- 条文案・理由
- 読替表（法律）
- 法案概要（五枚）

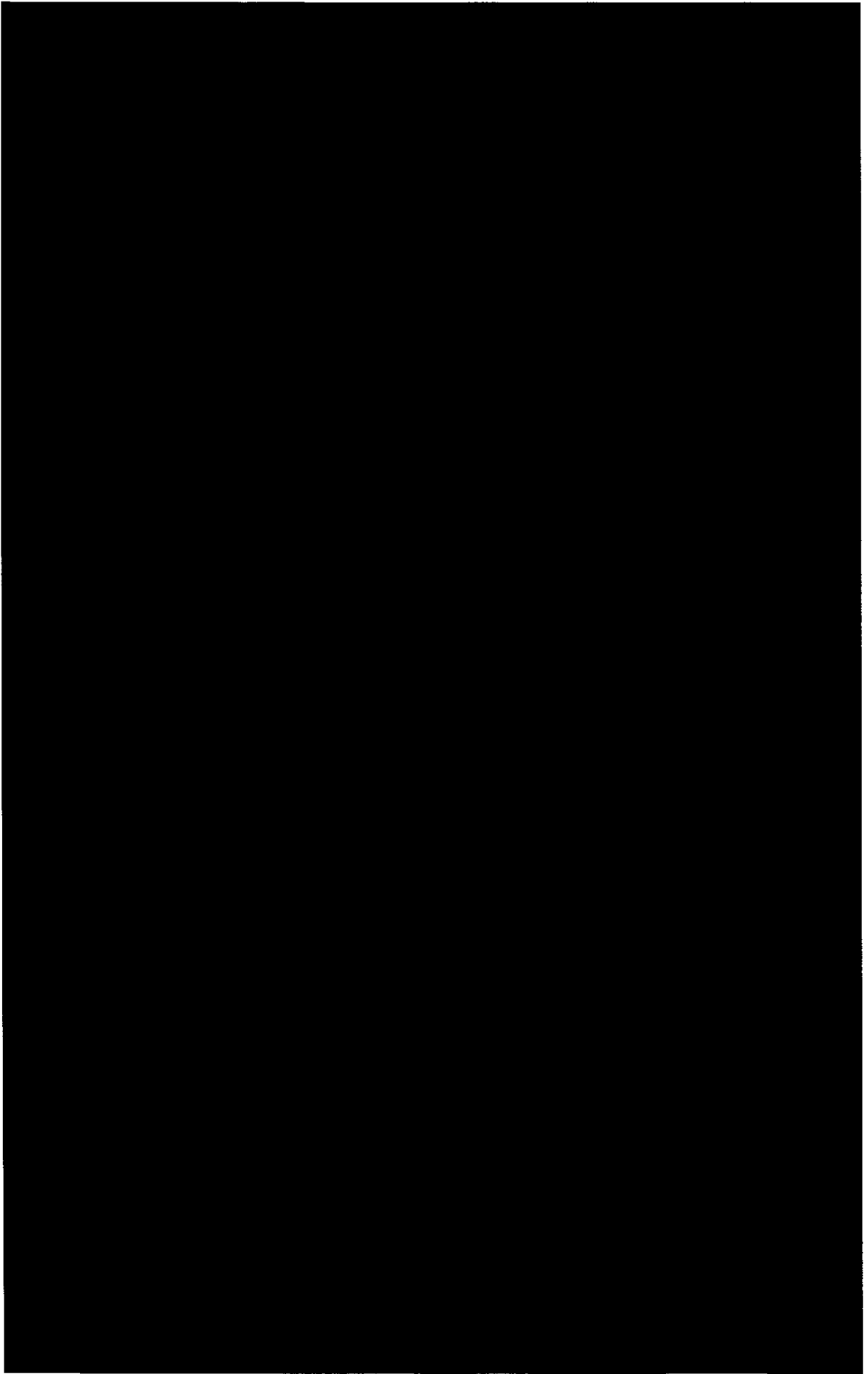
特別秘密の保護に関する法律

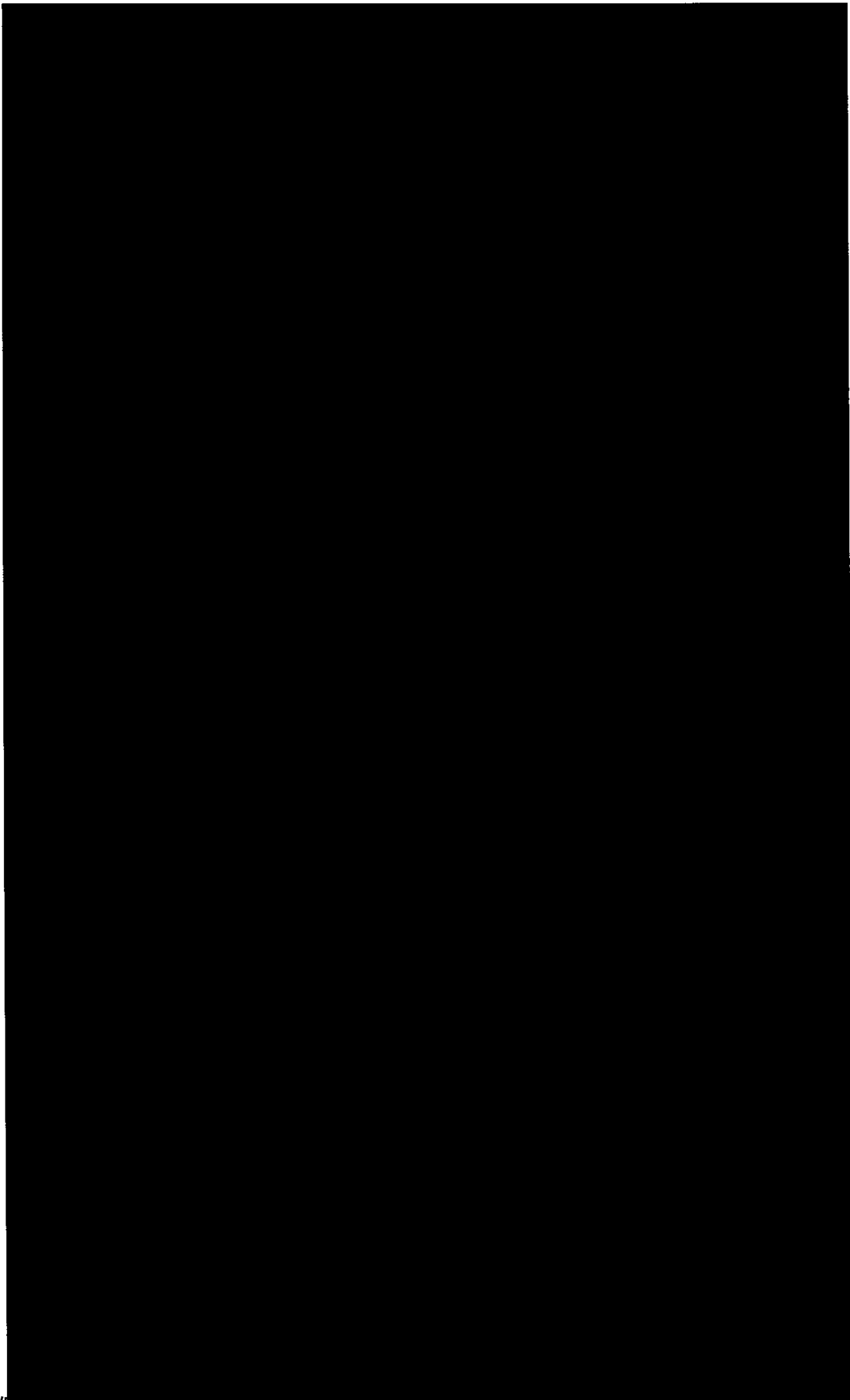
目次

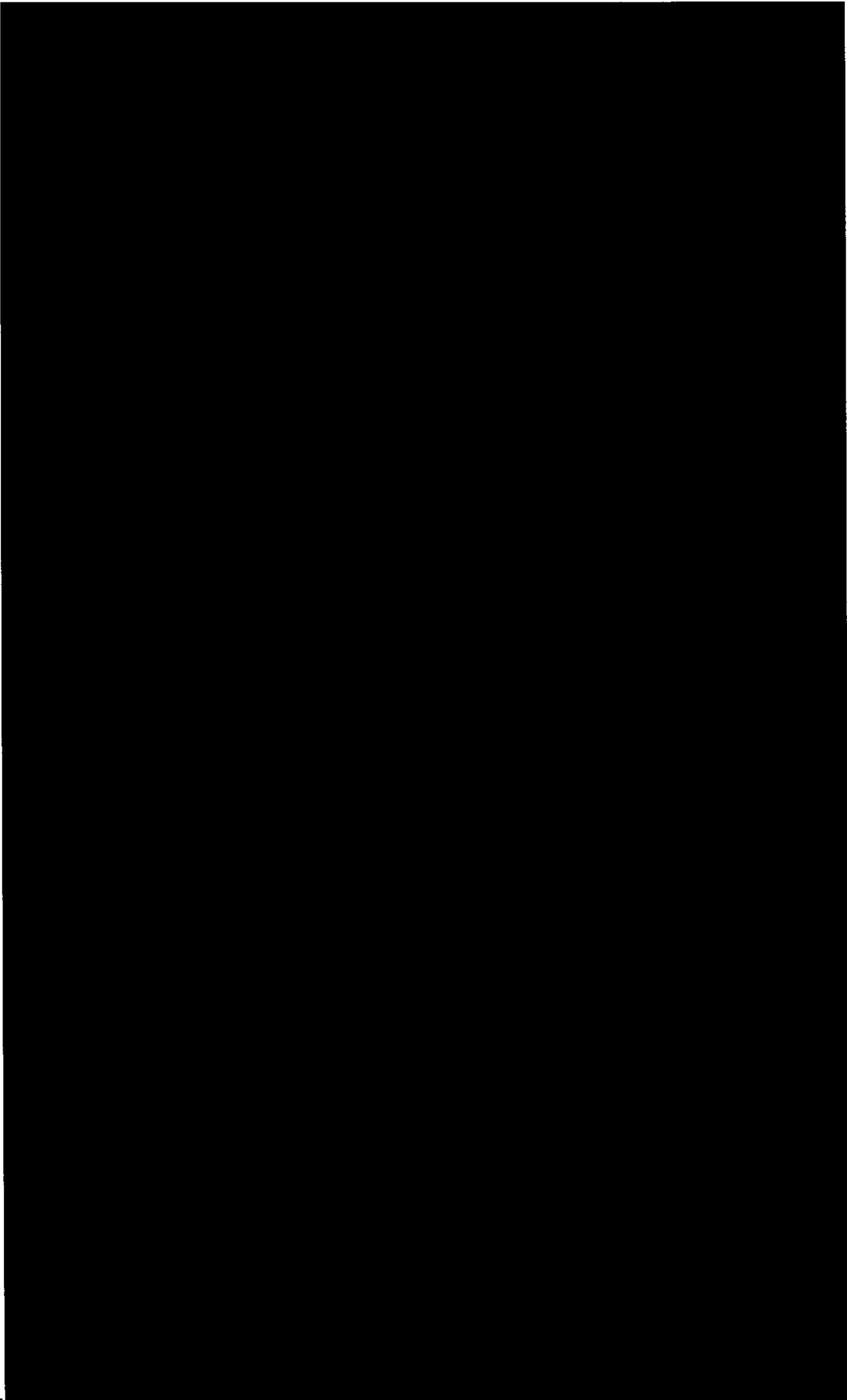


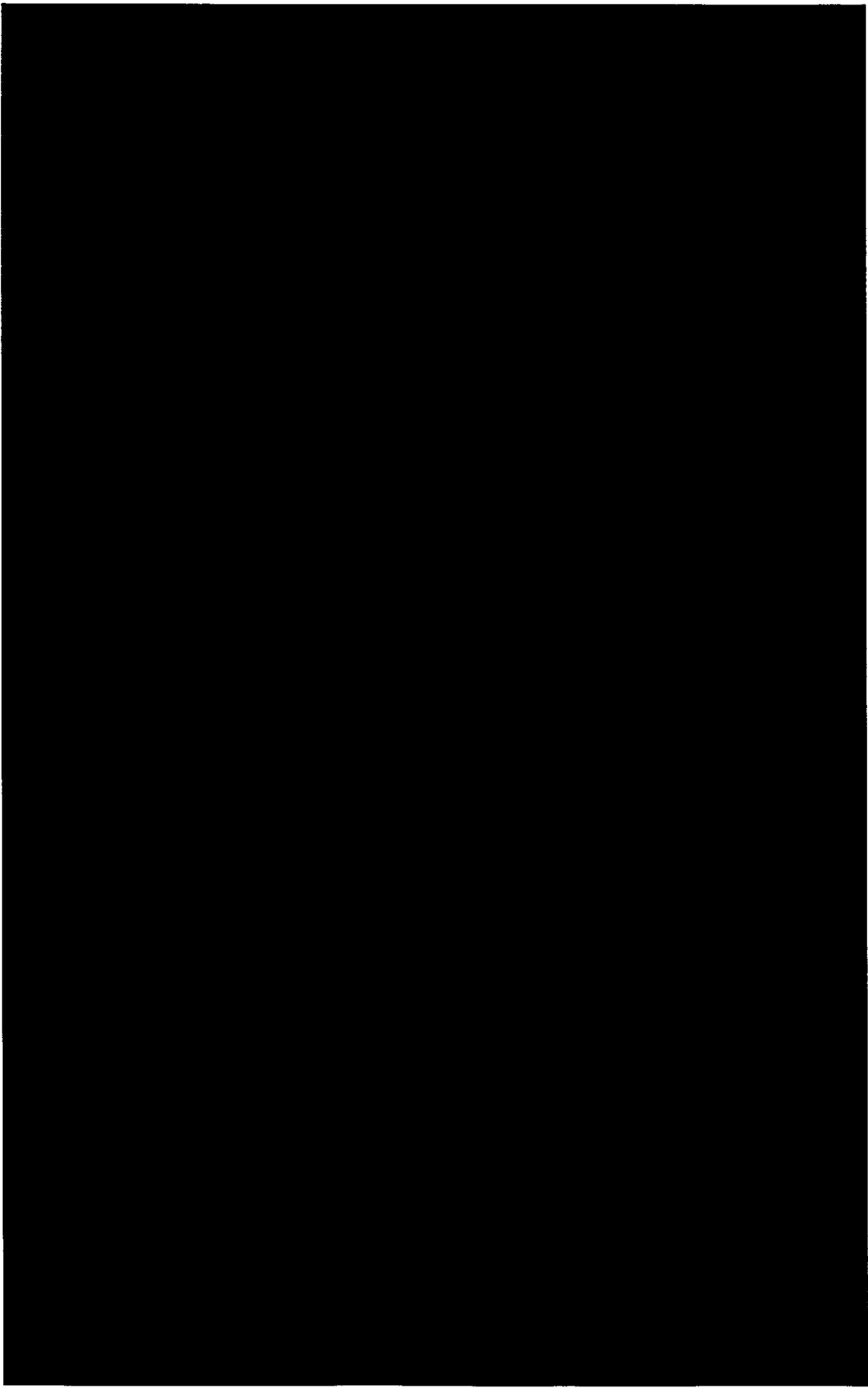


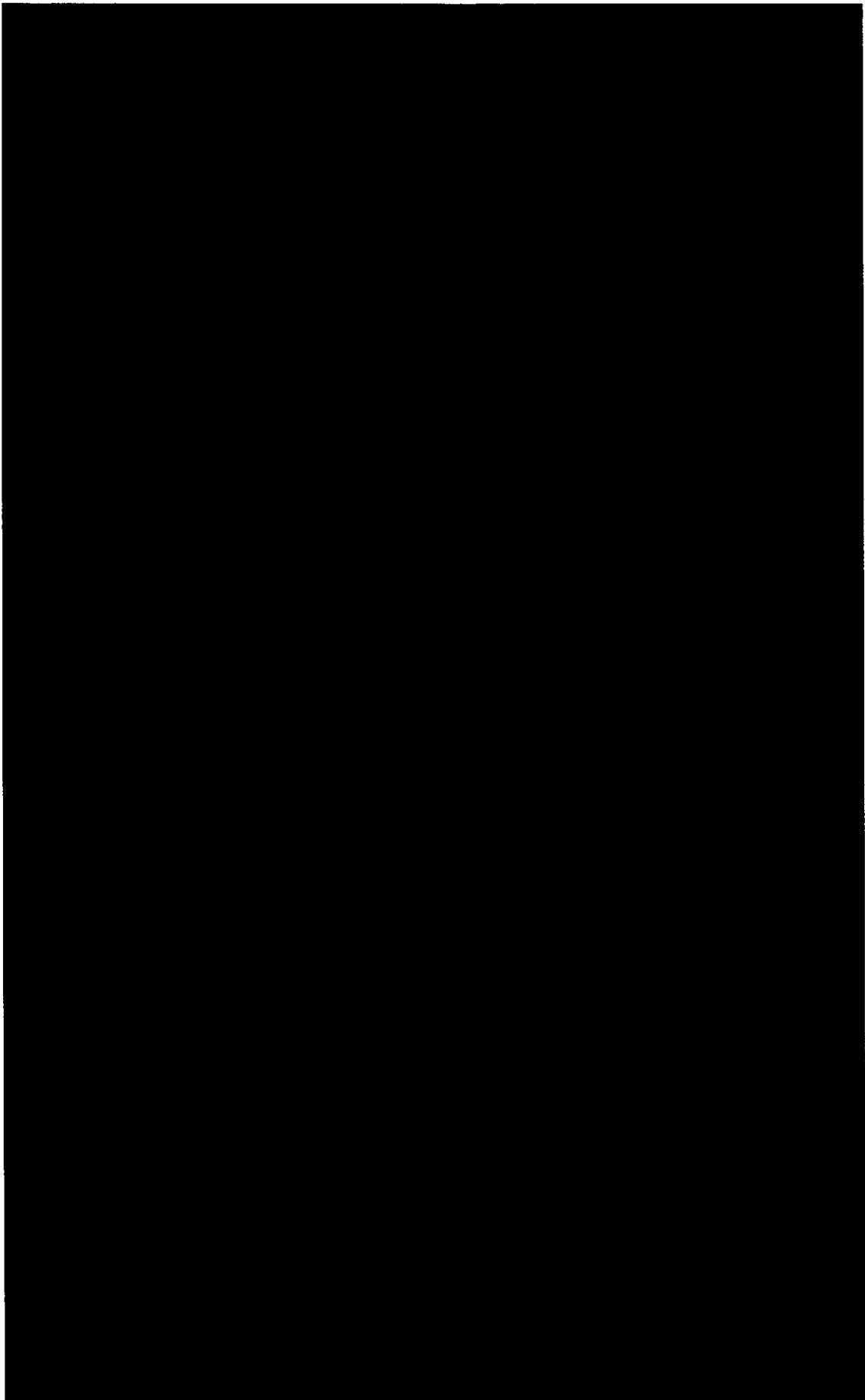


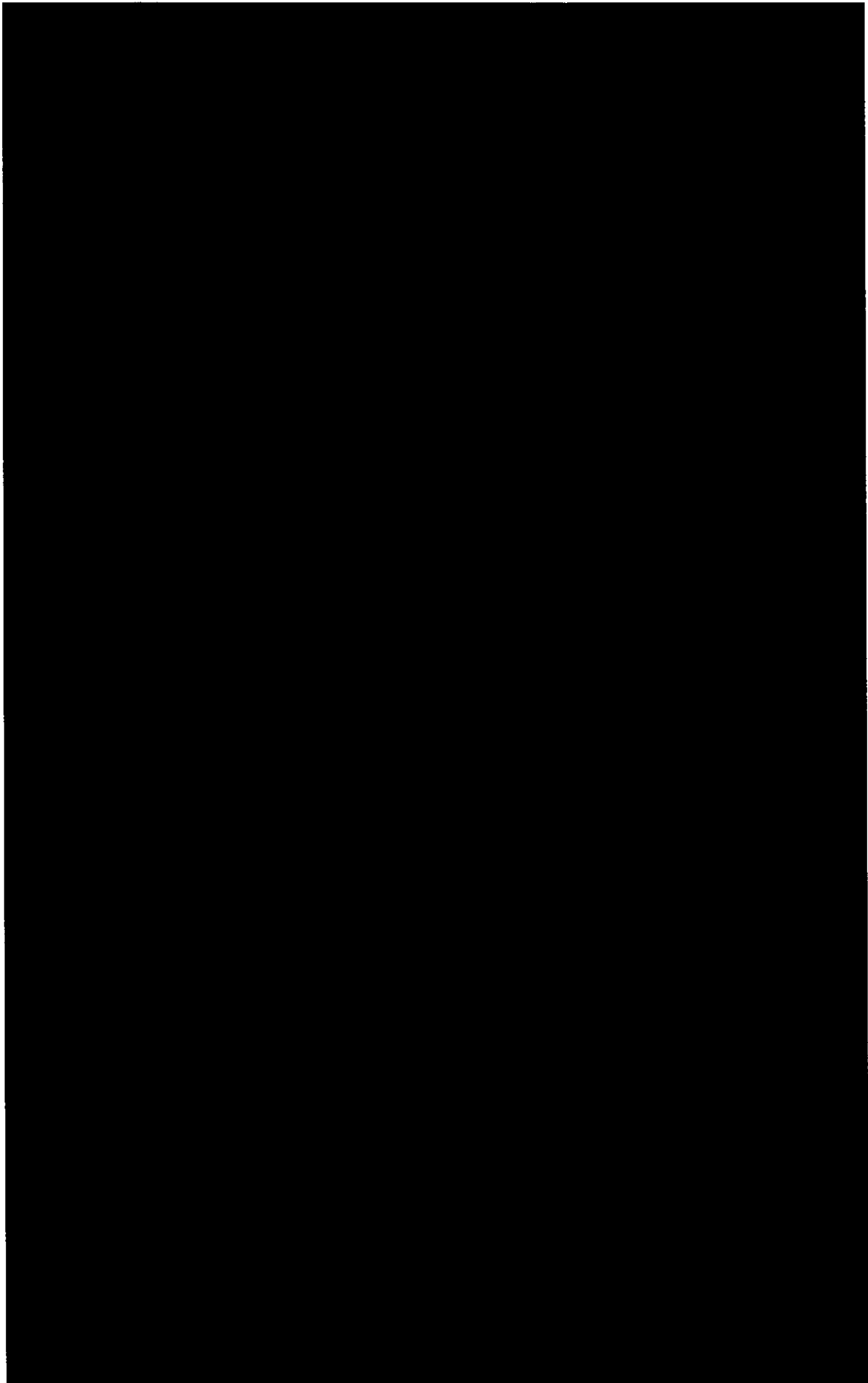


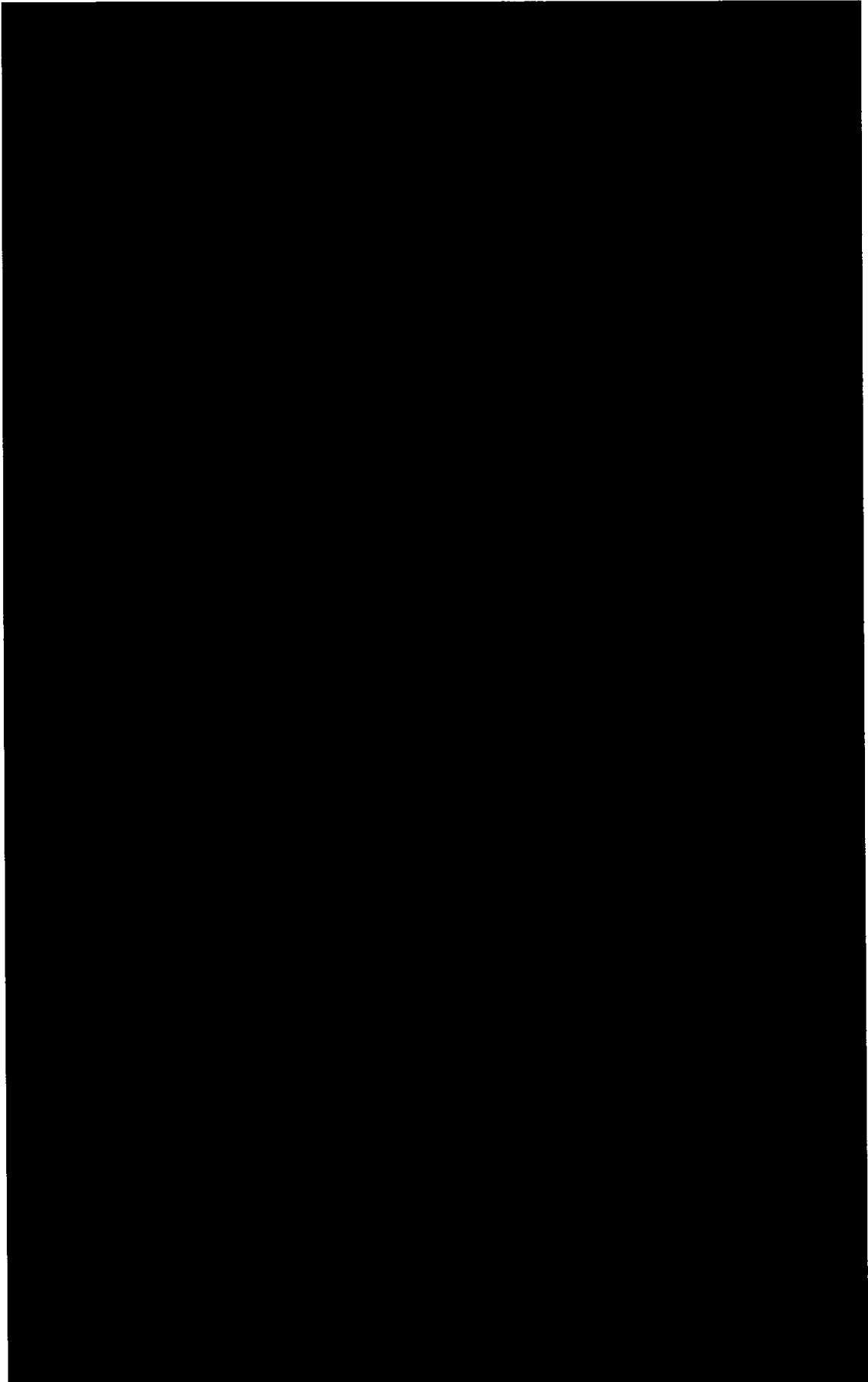


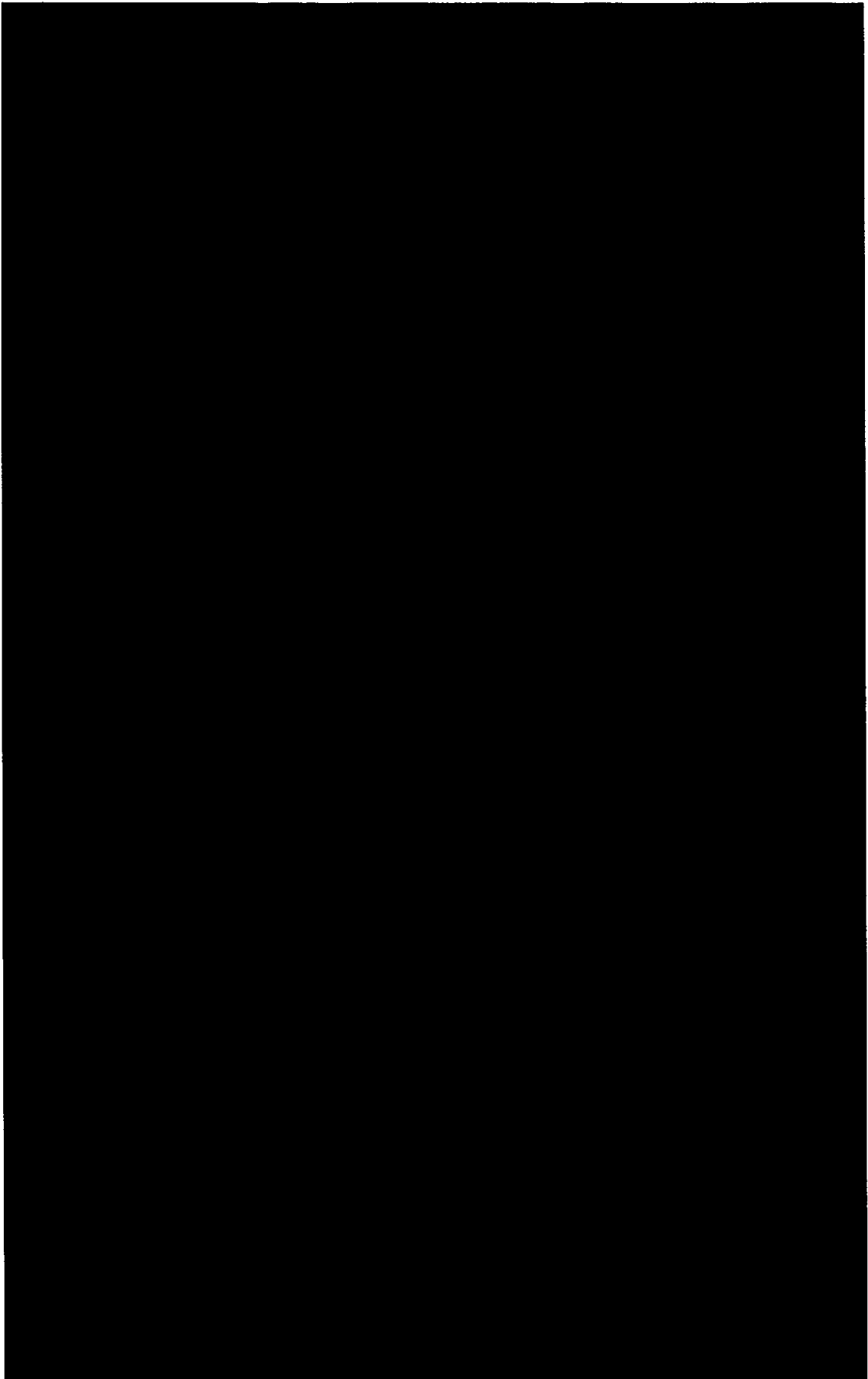


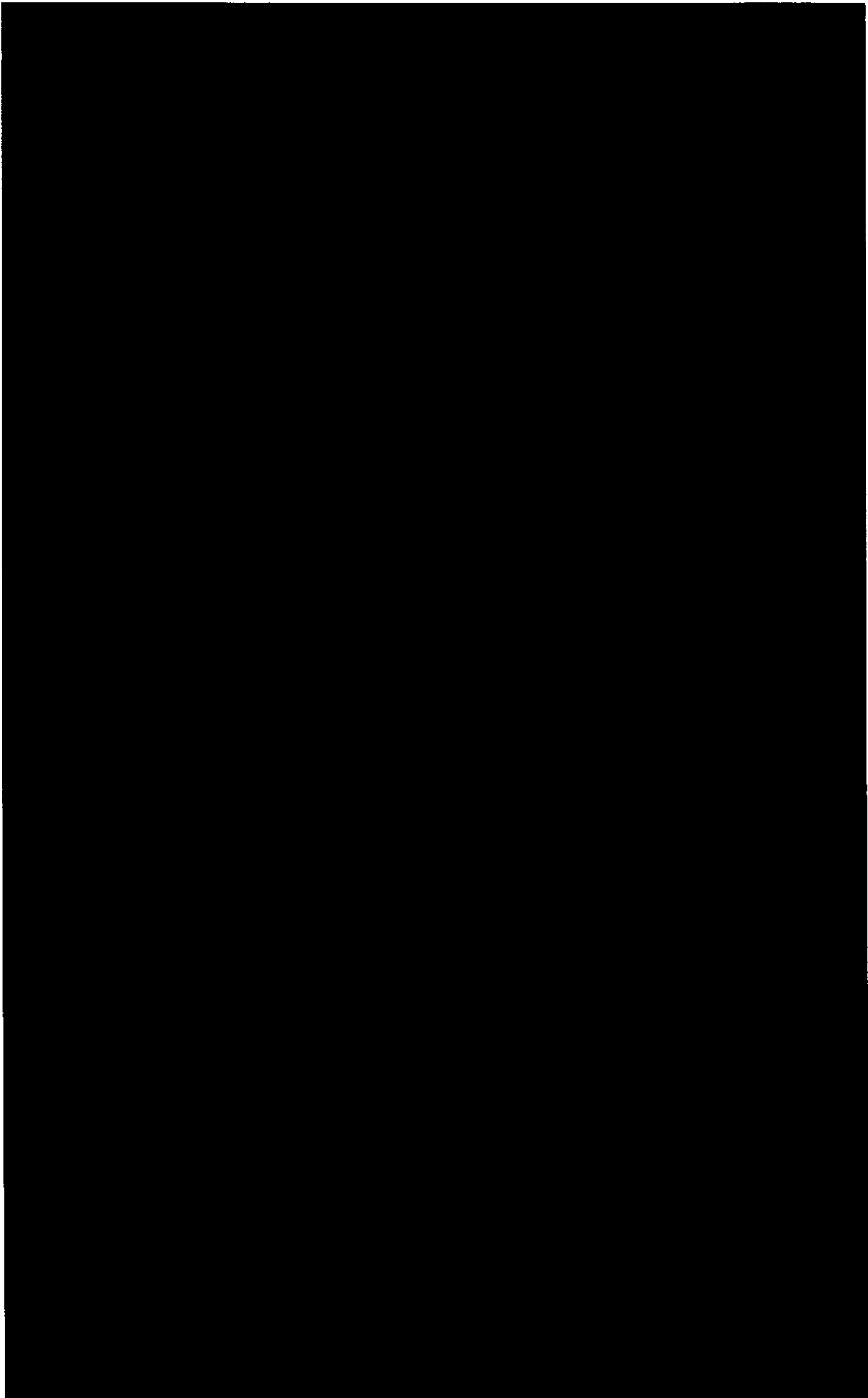


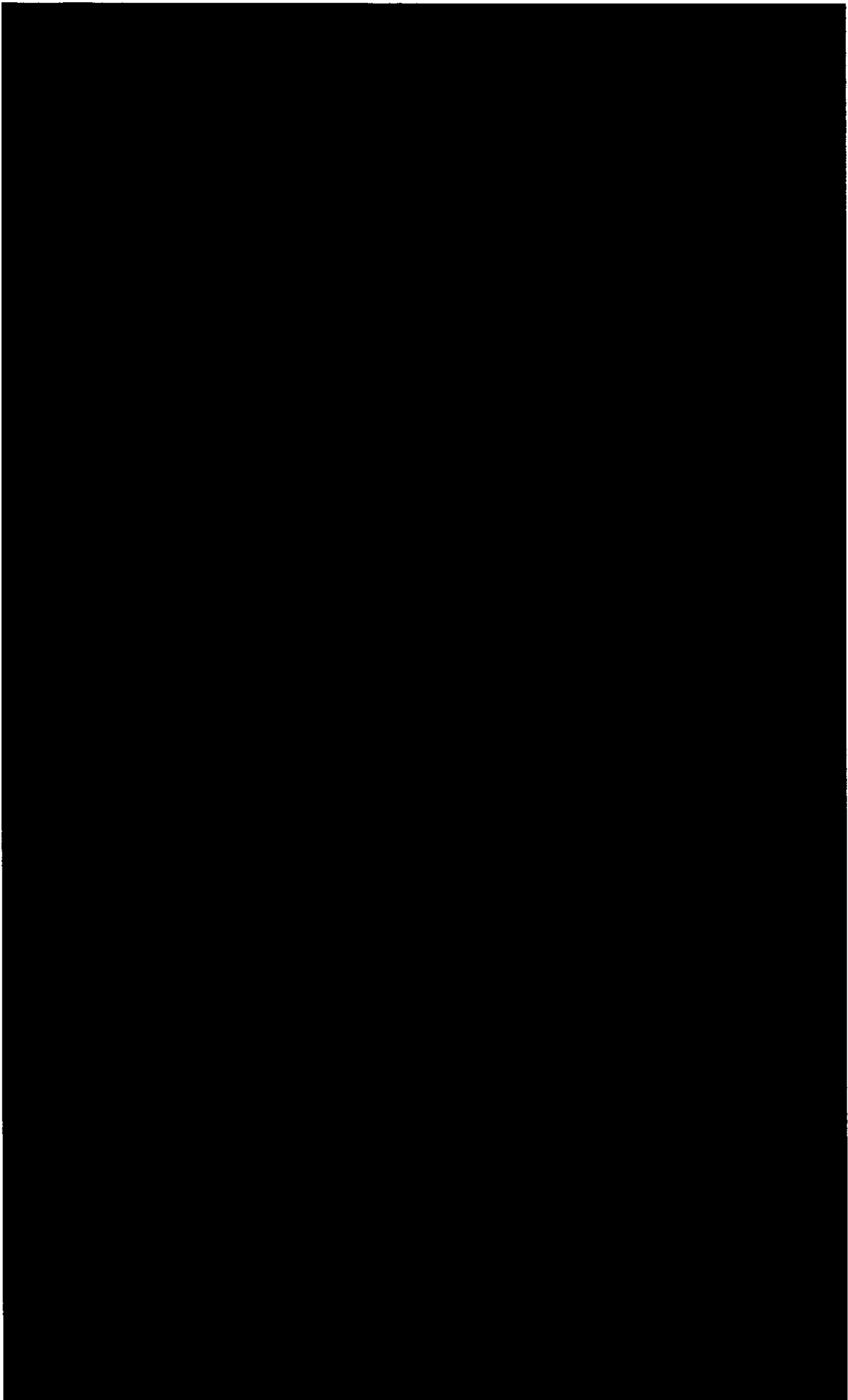


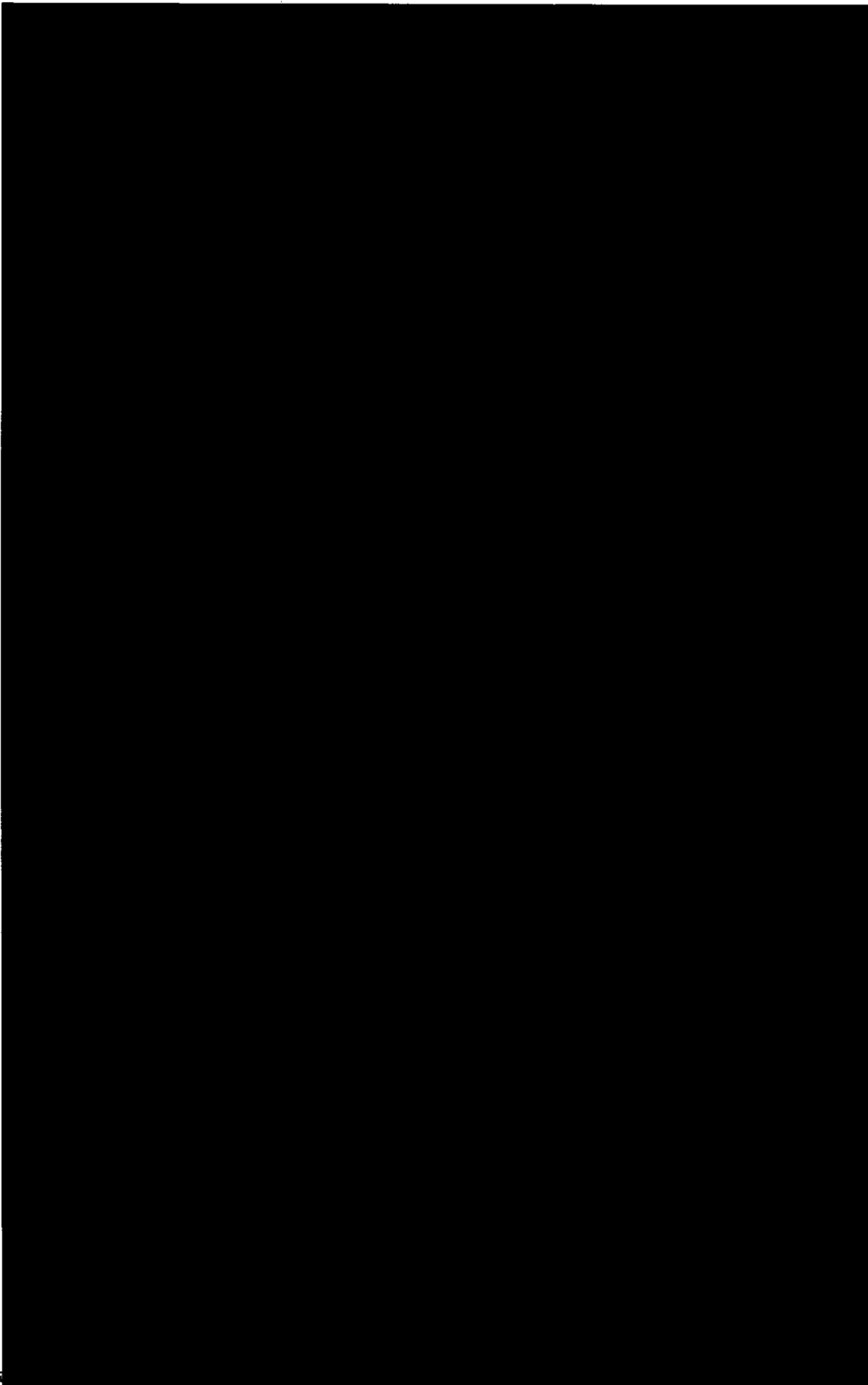




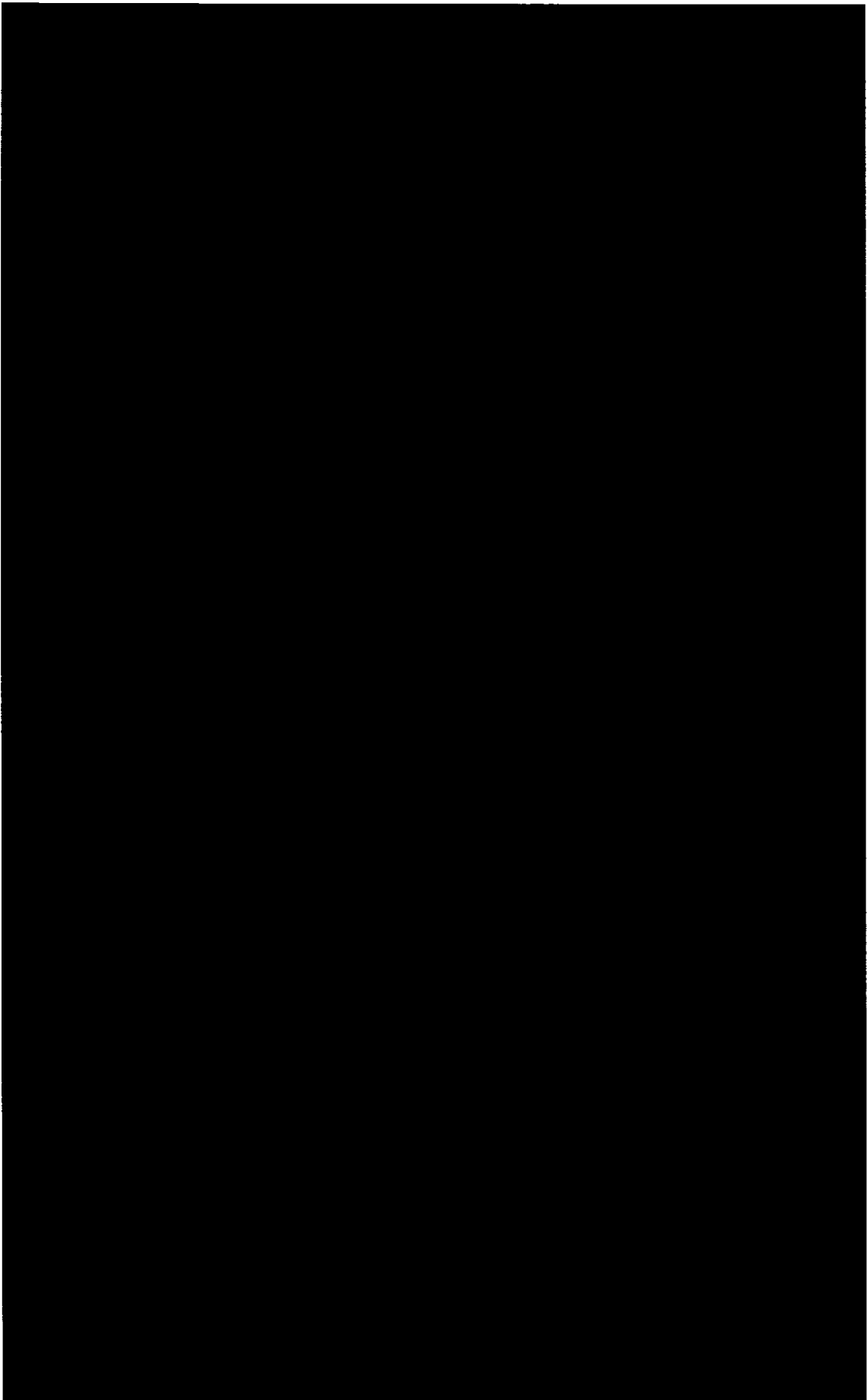


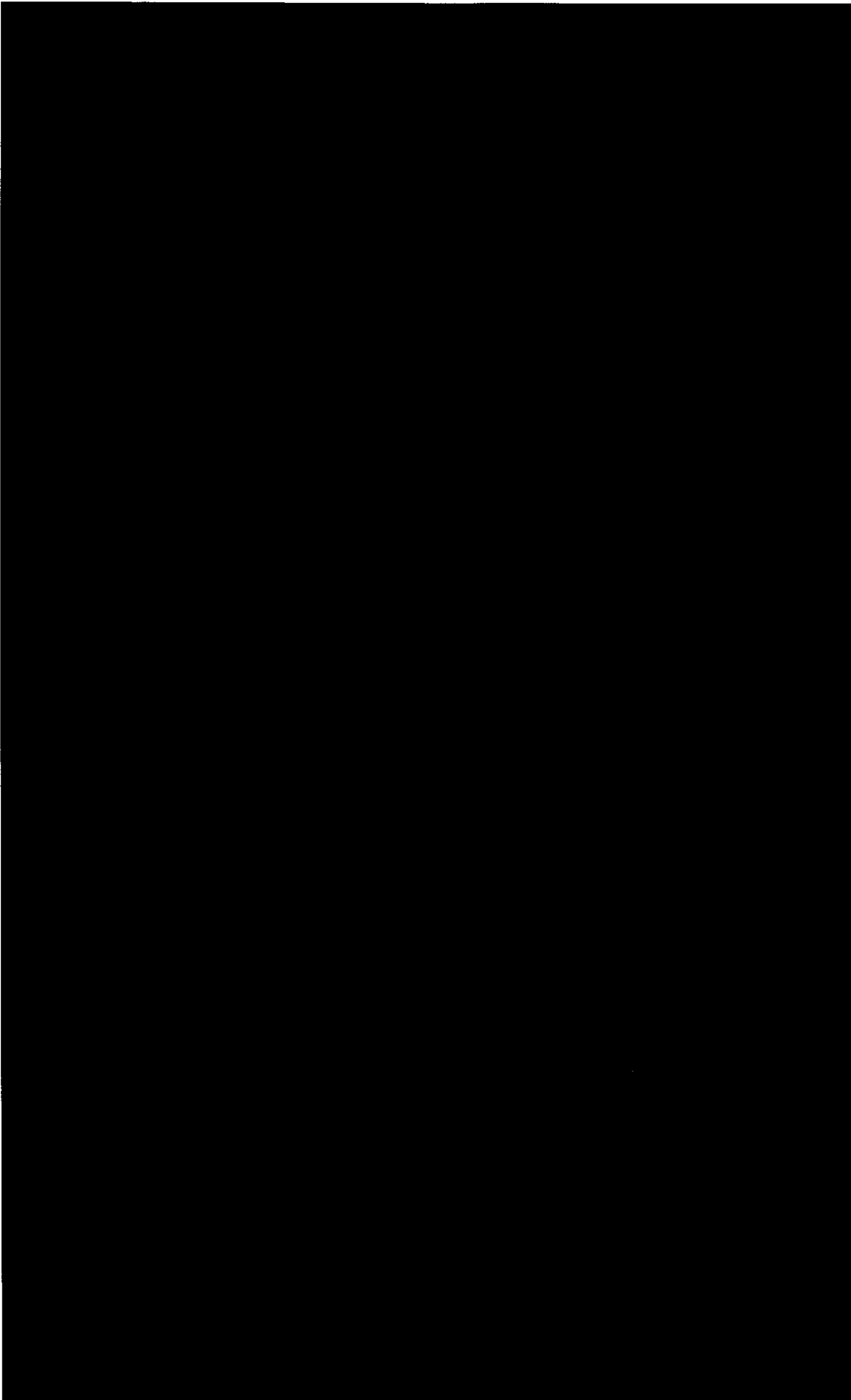


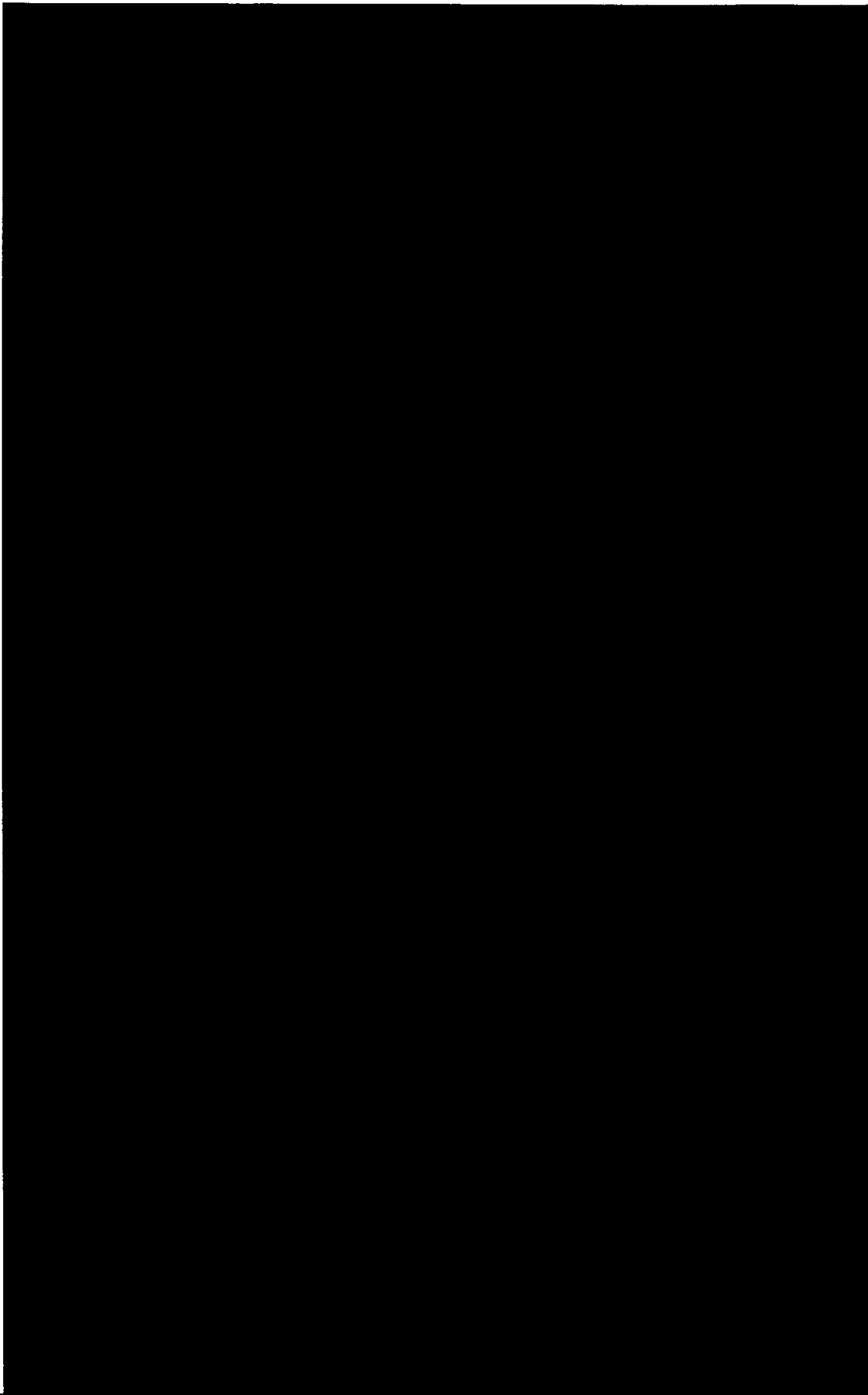


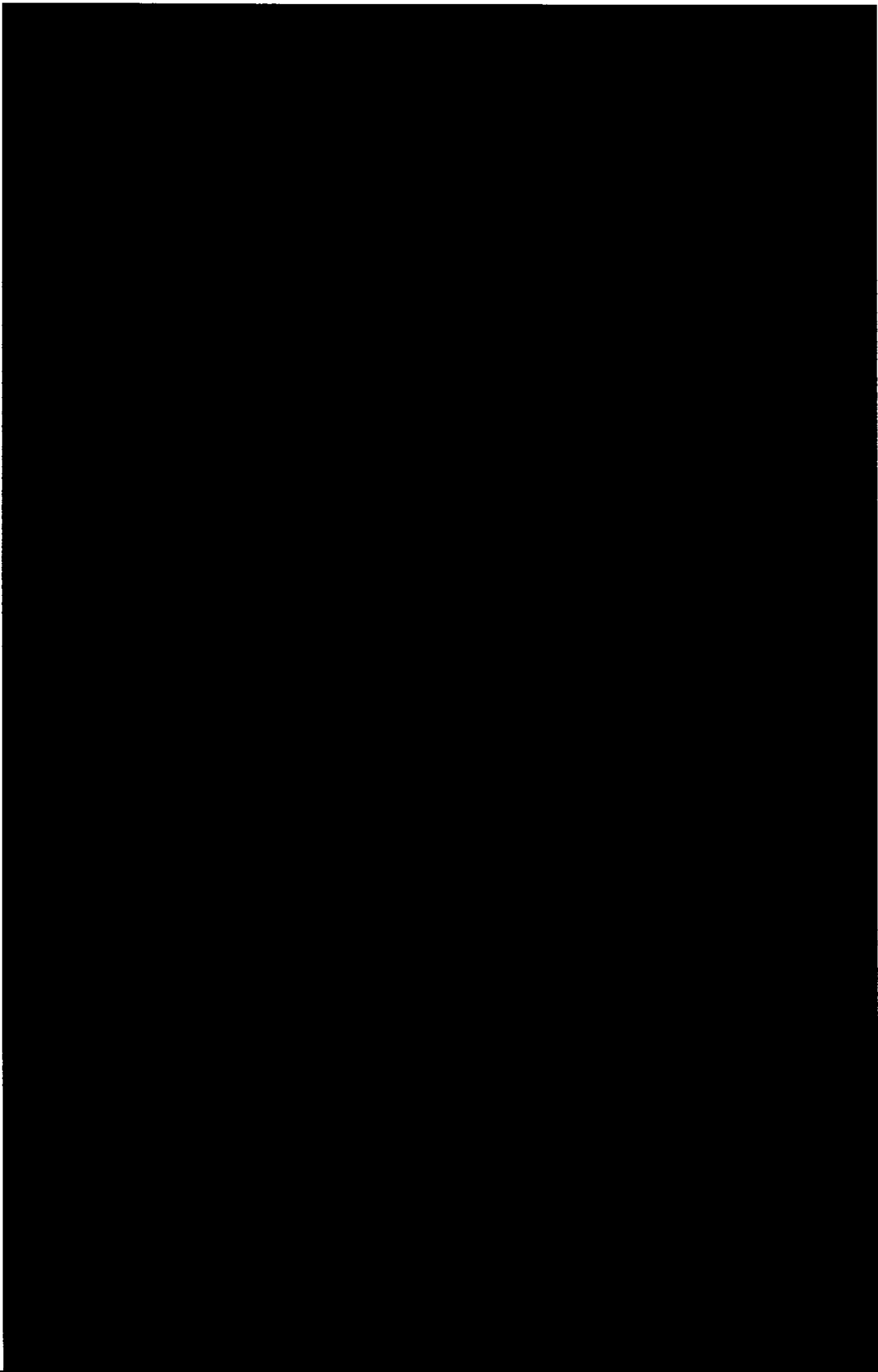


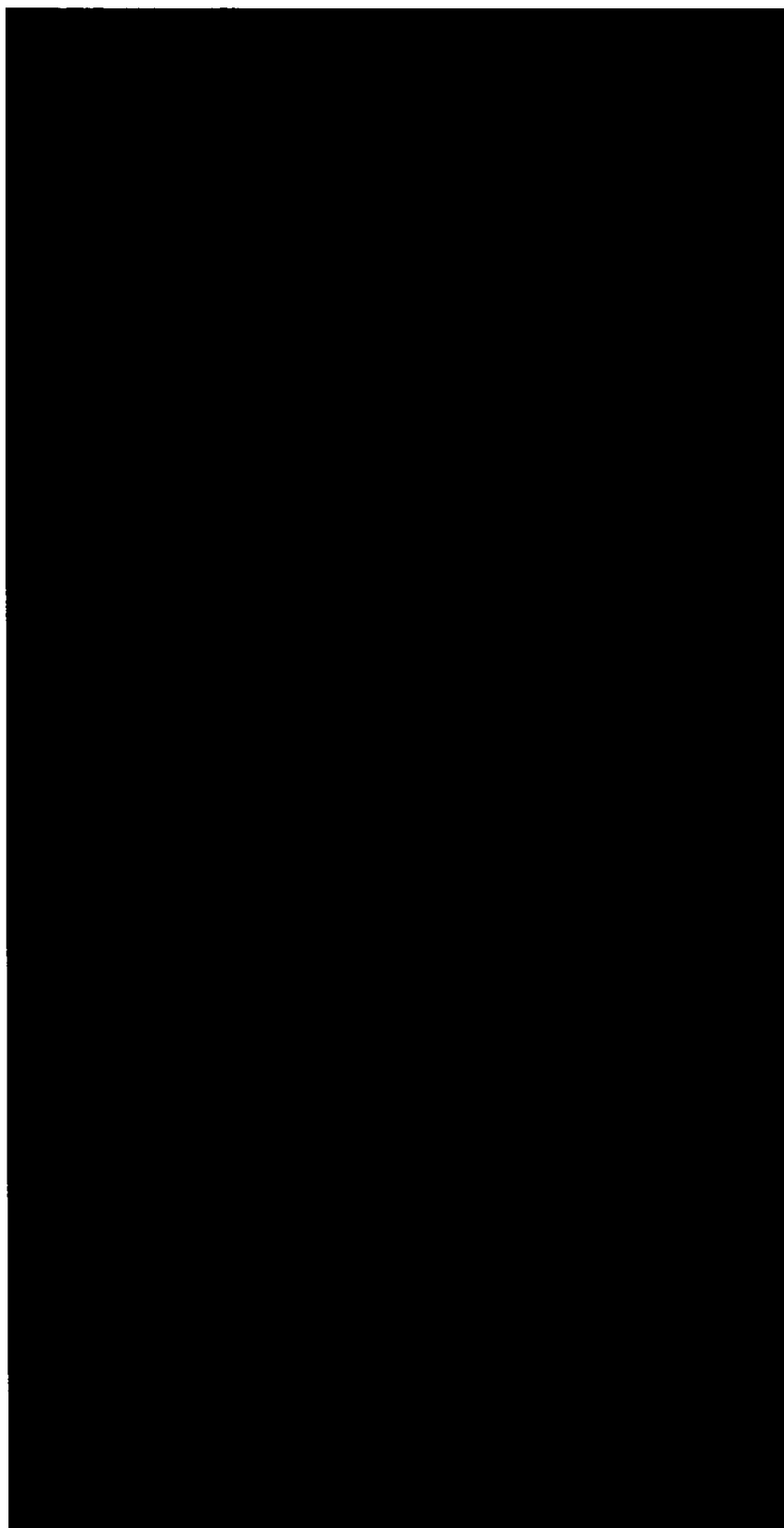
秘 密

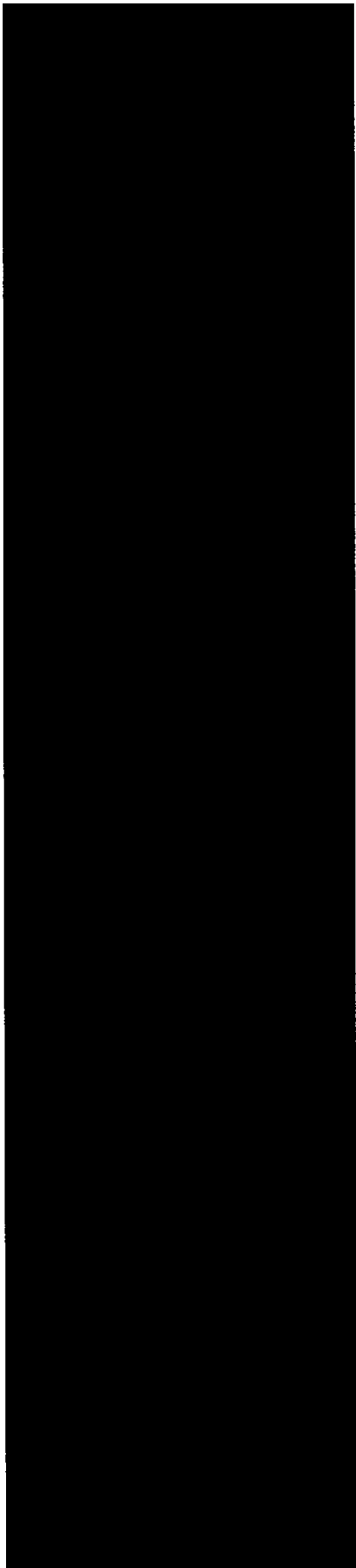










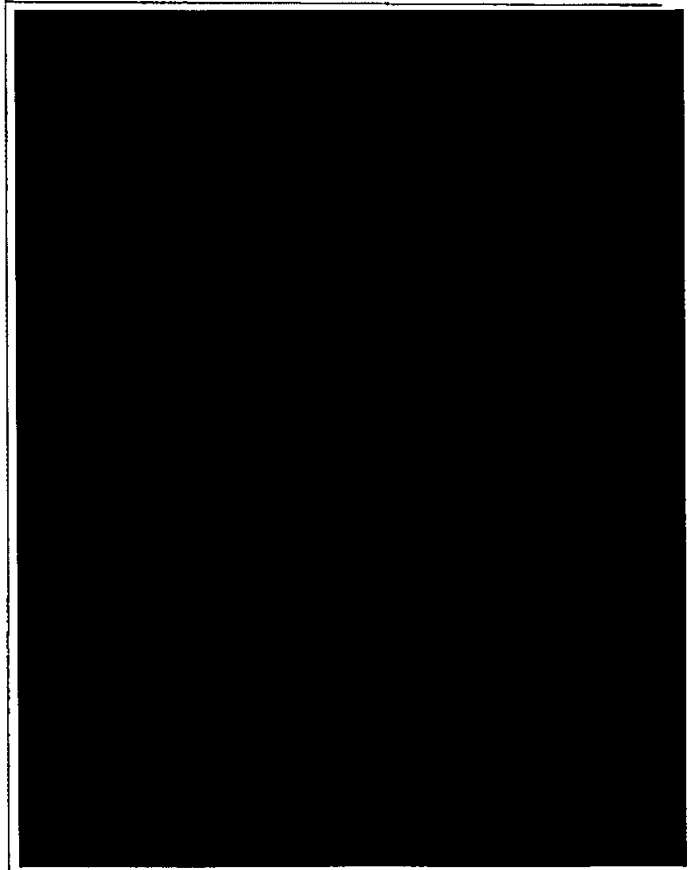
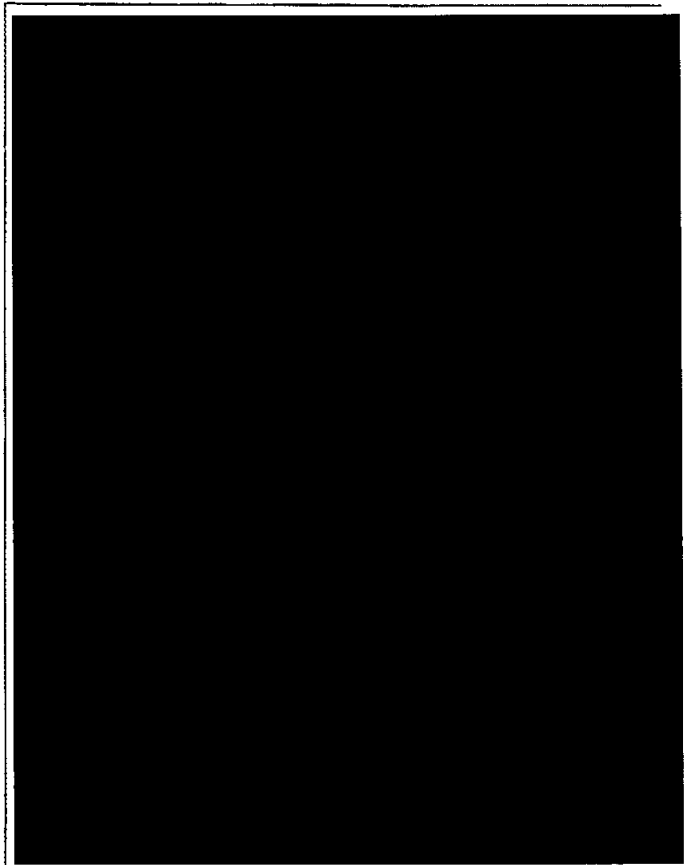


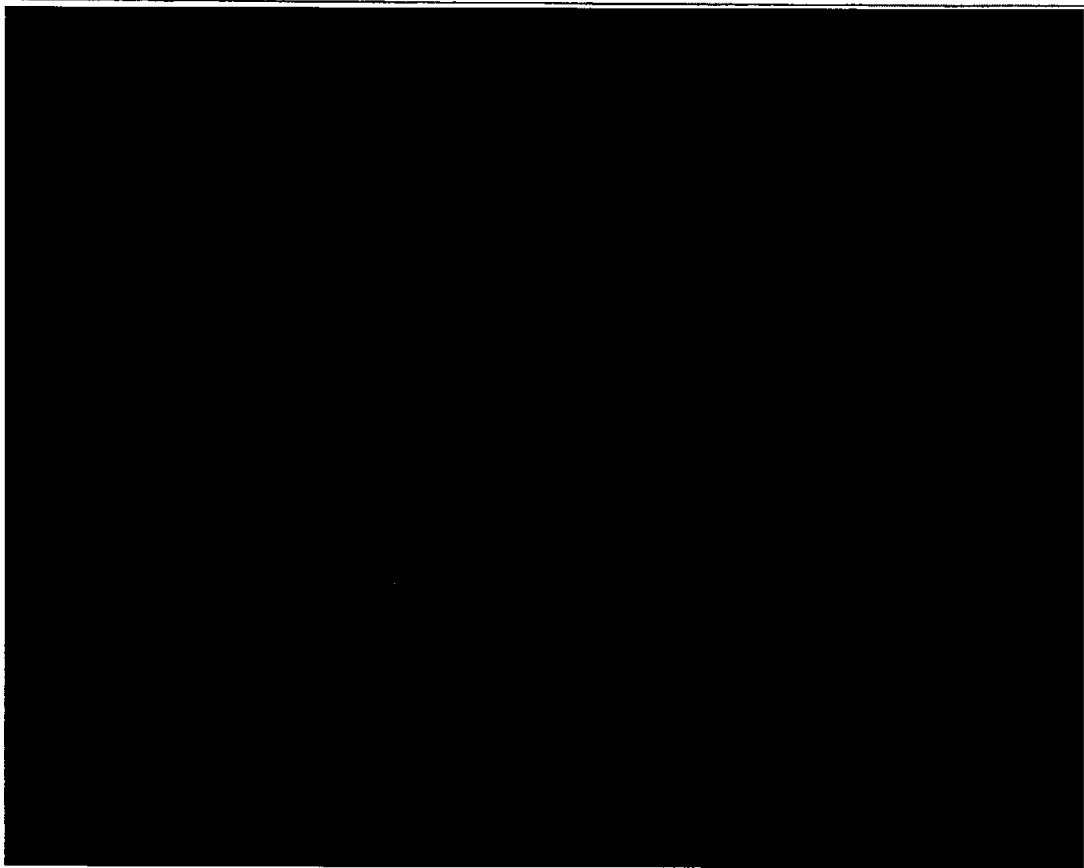
読替表（法律案）

○ 特別秘密の取扱者等（関係）

（読替之前）

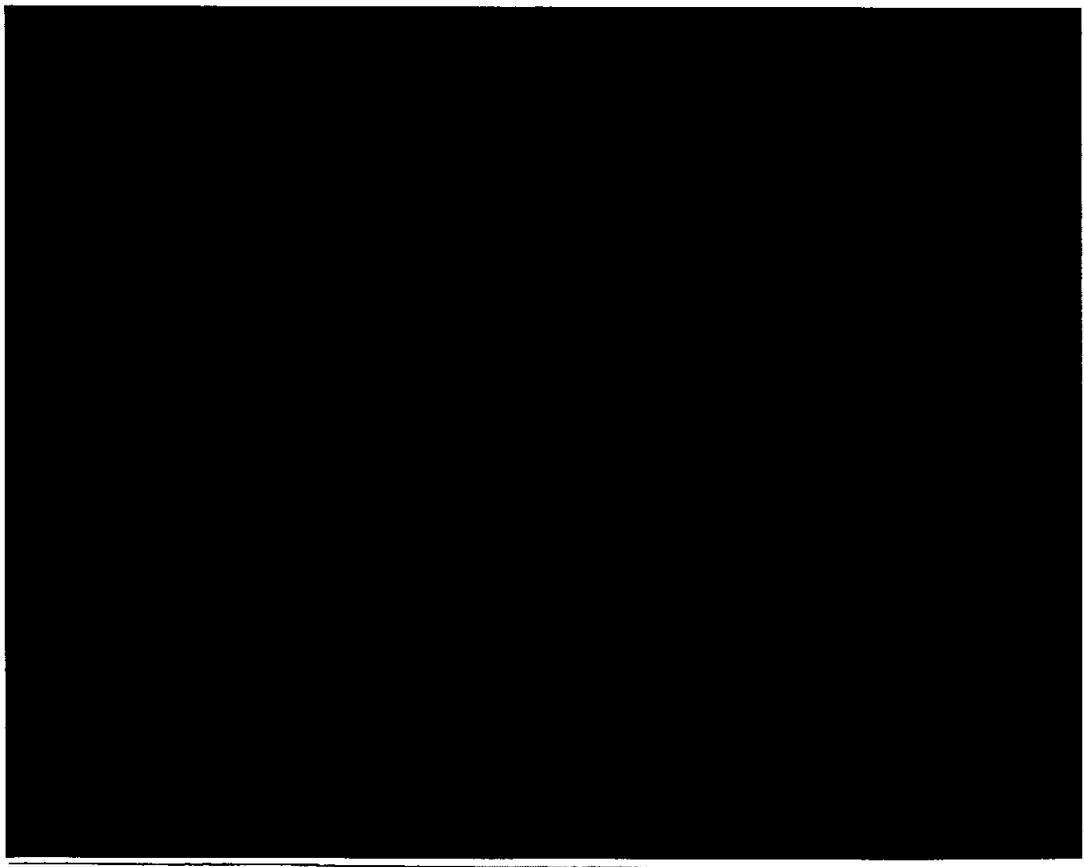
（読替之後）



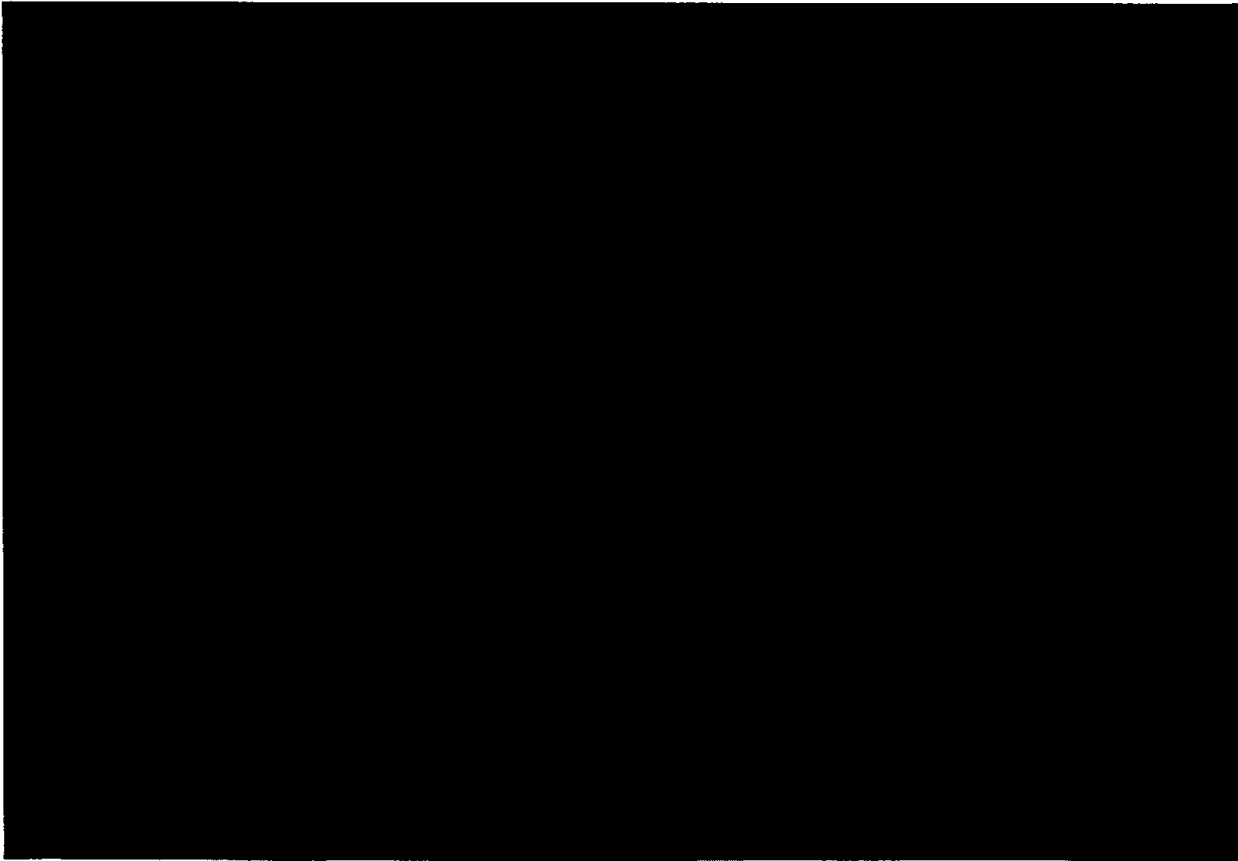
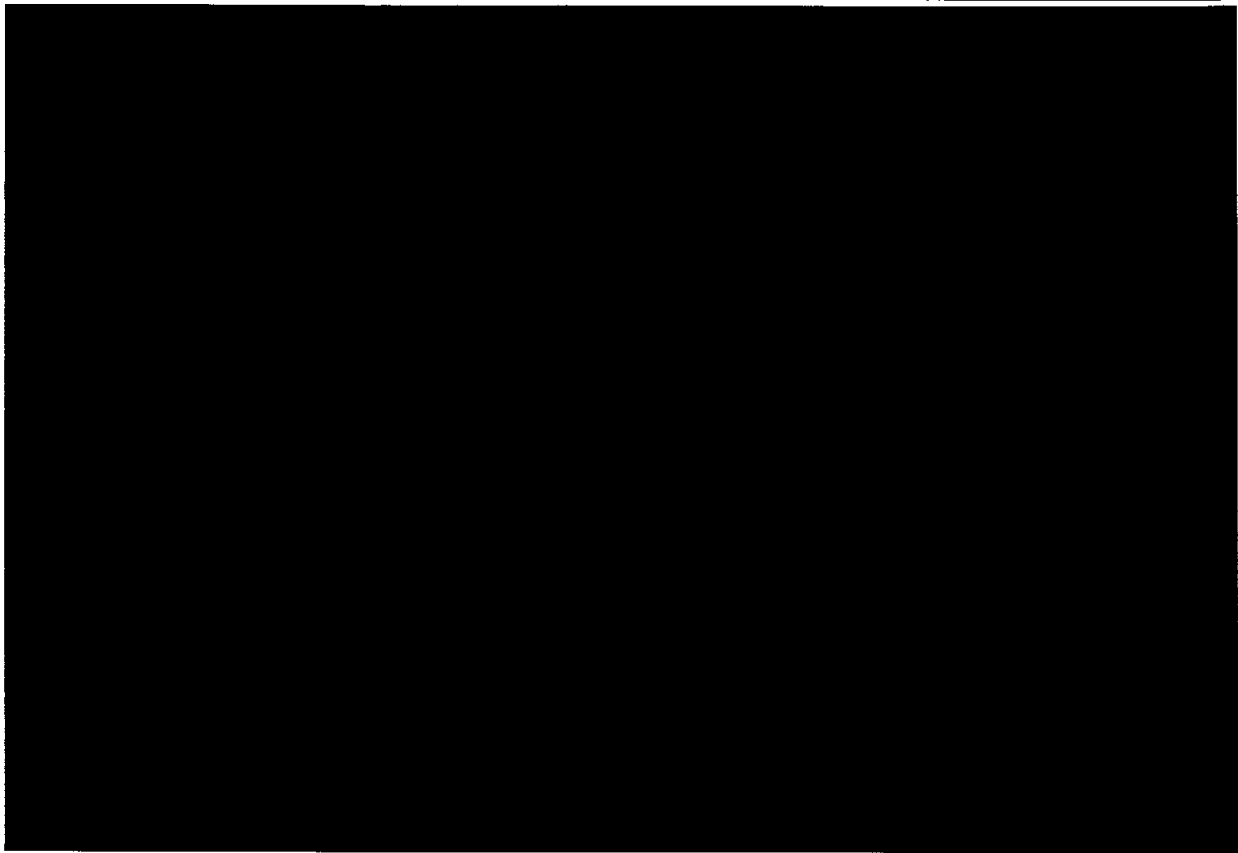


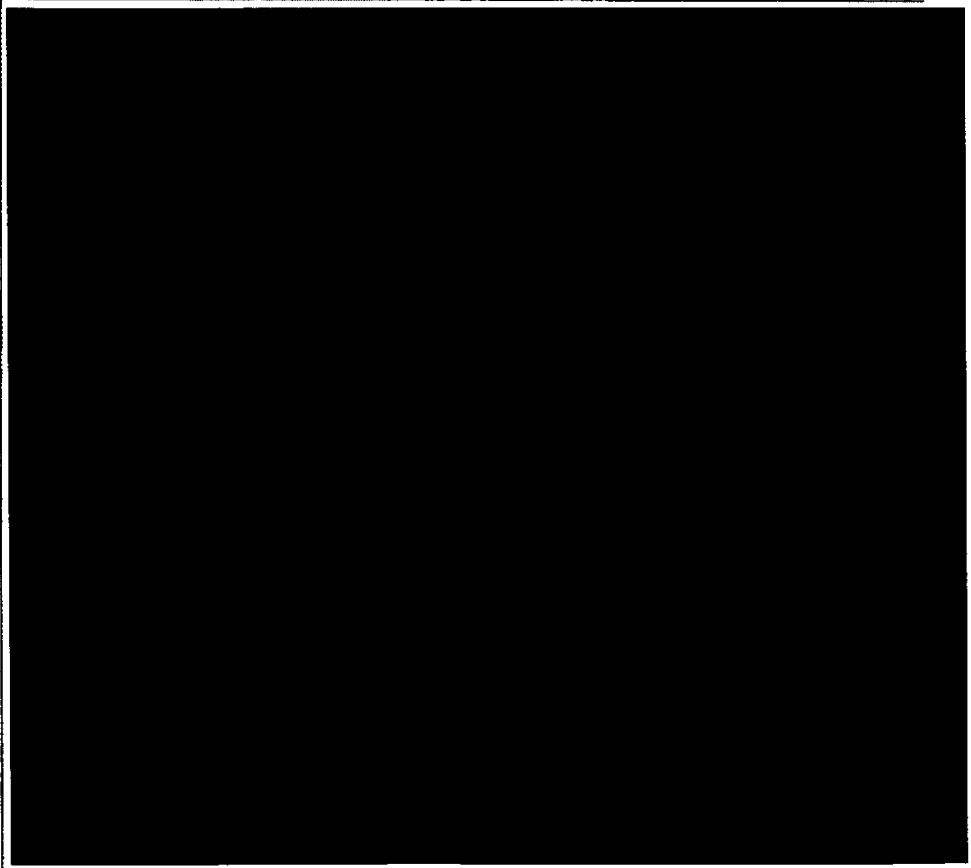
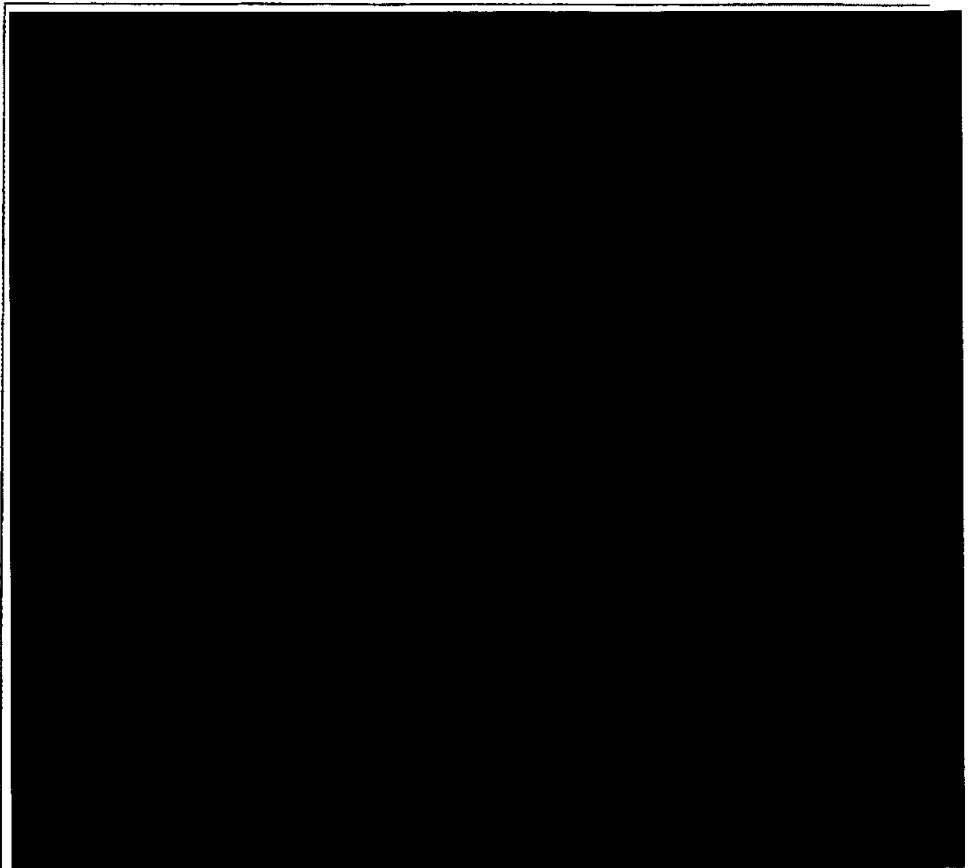
（読替え前）

○
係る適性評価（関係）

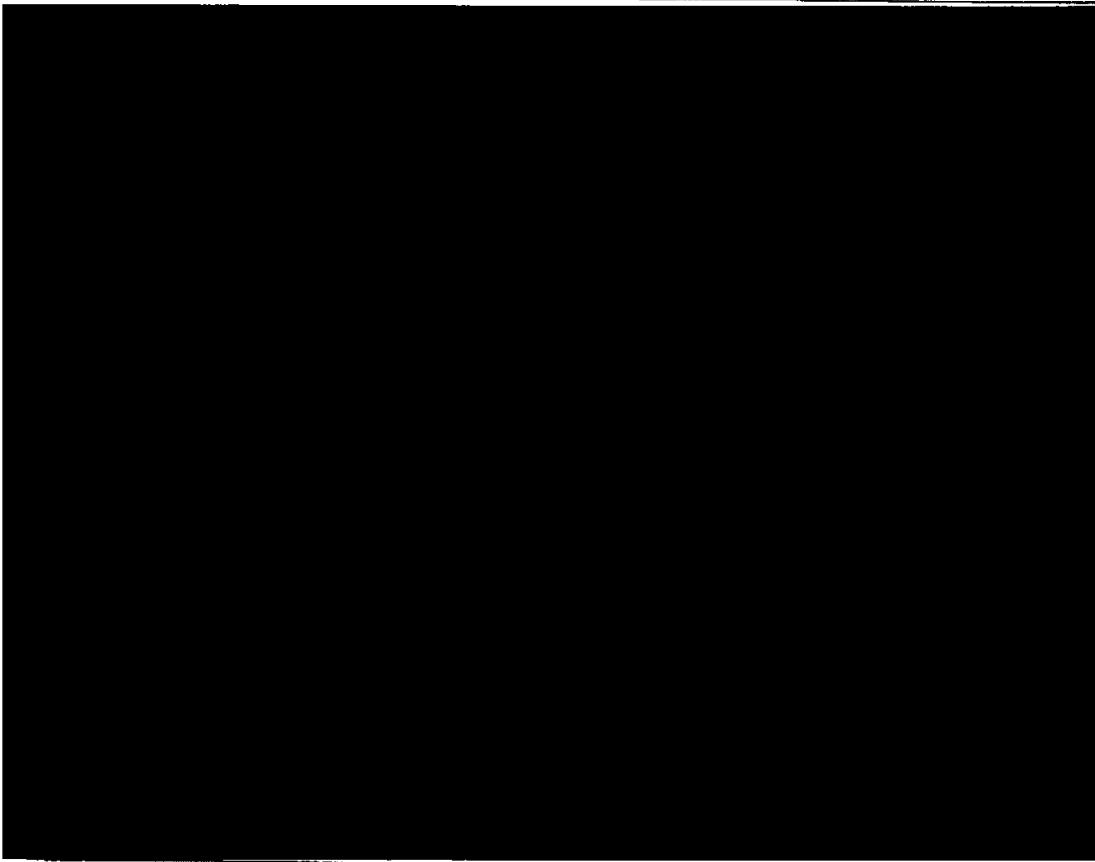


（読替え後）

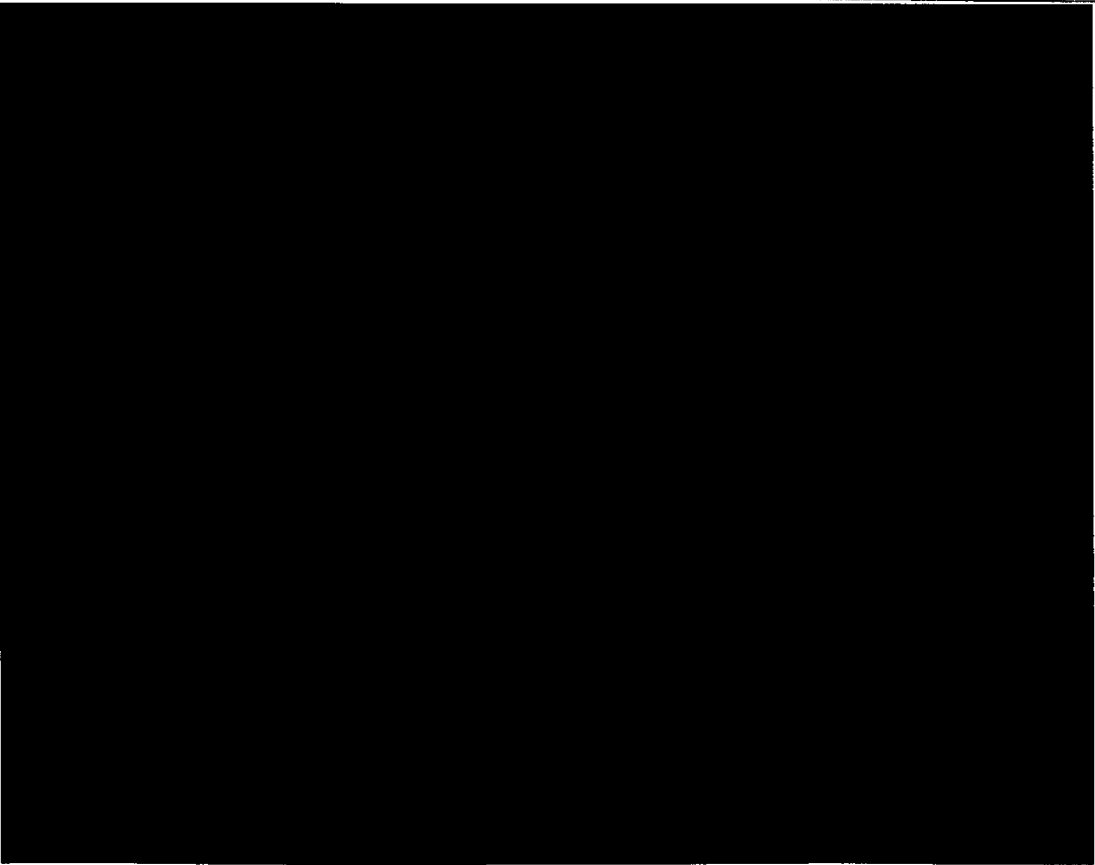


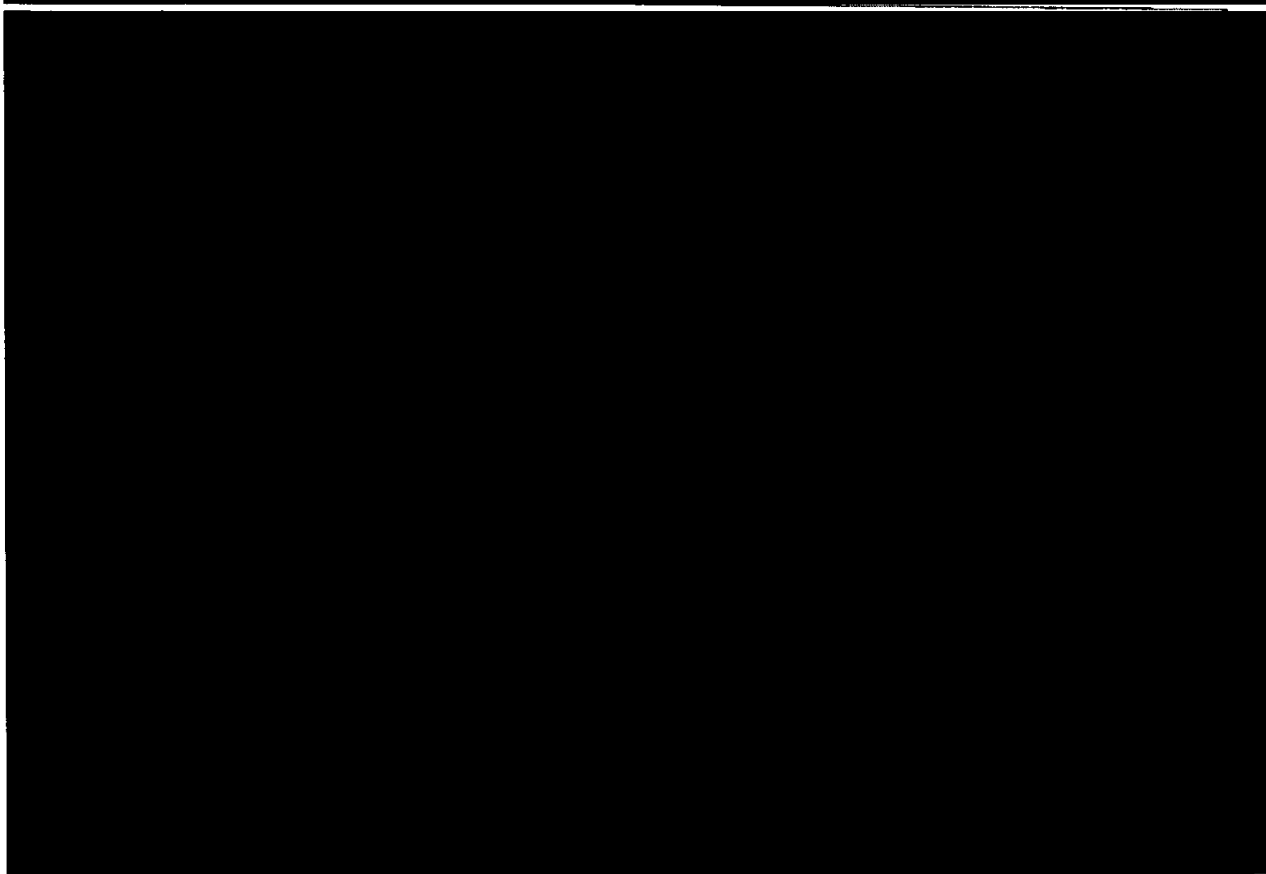
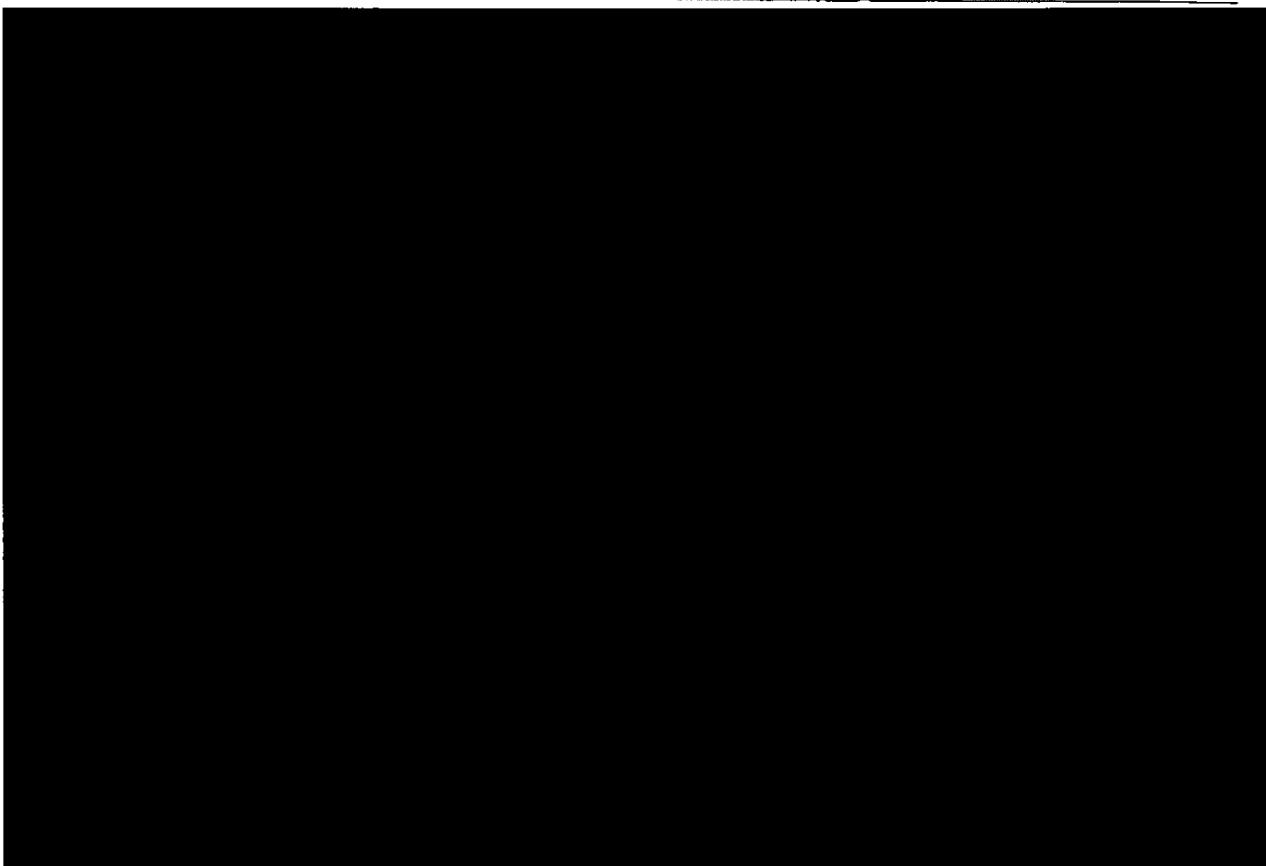


（読替之前）



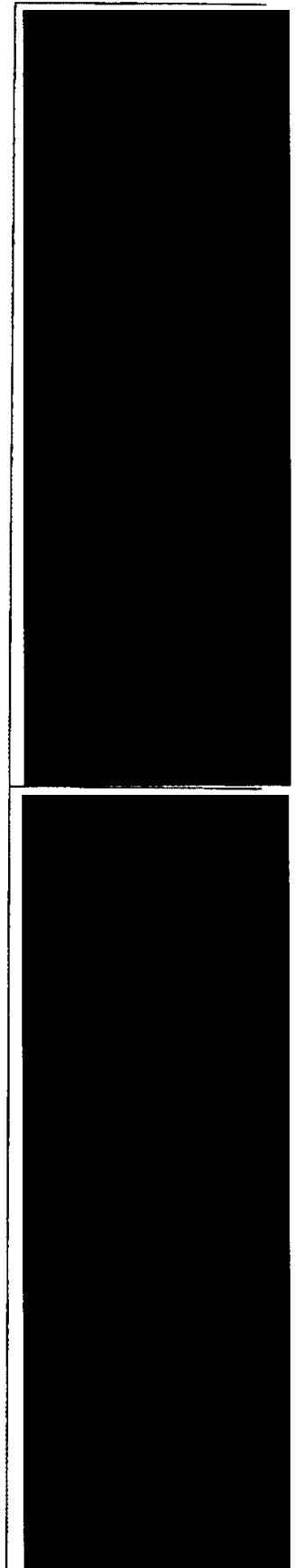
（読替之後）





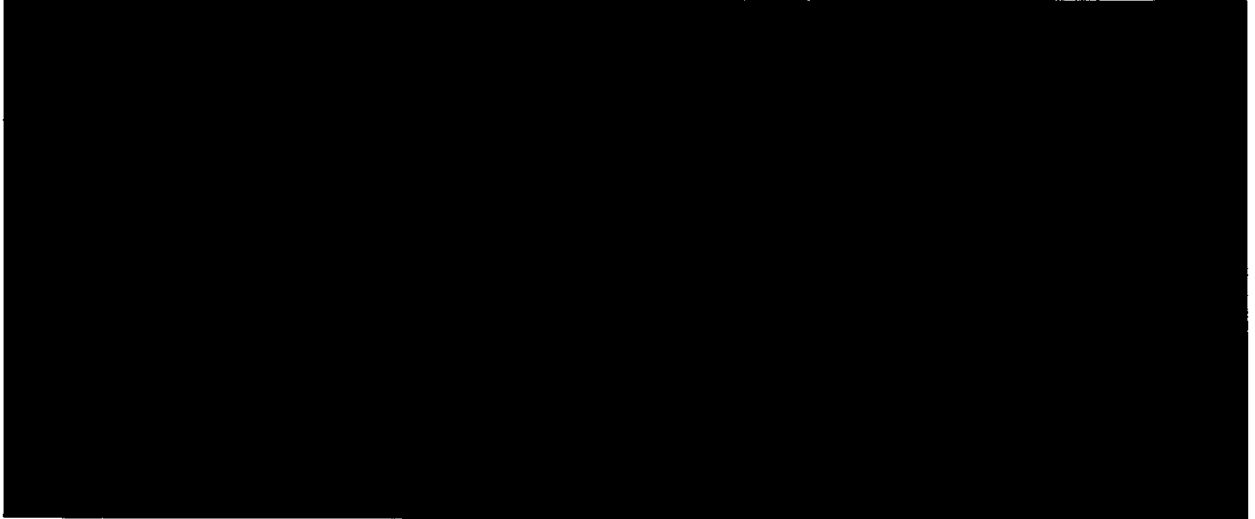


	(読替之前)	(関係)
	(読替之後)	

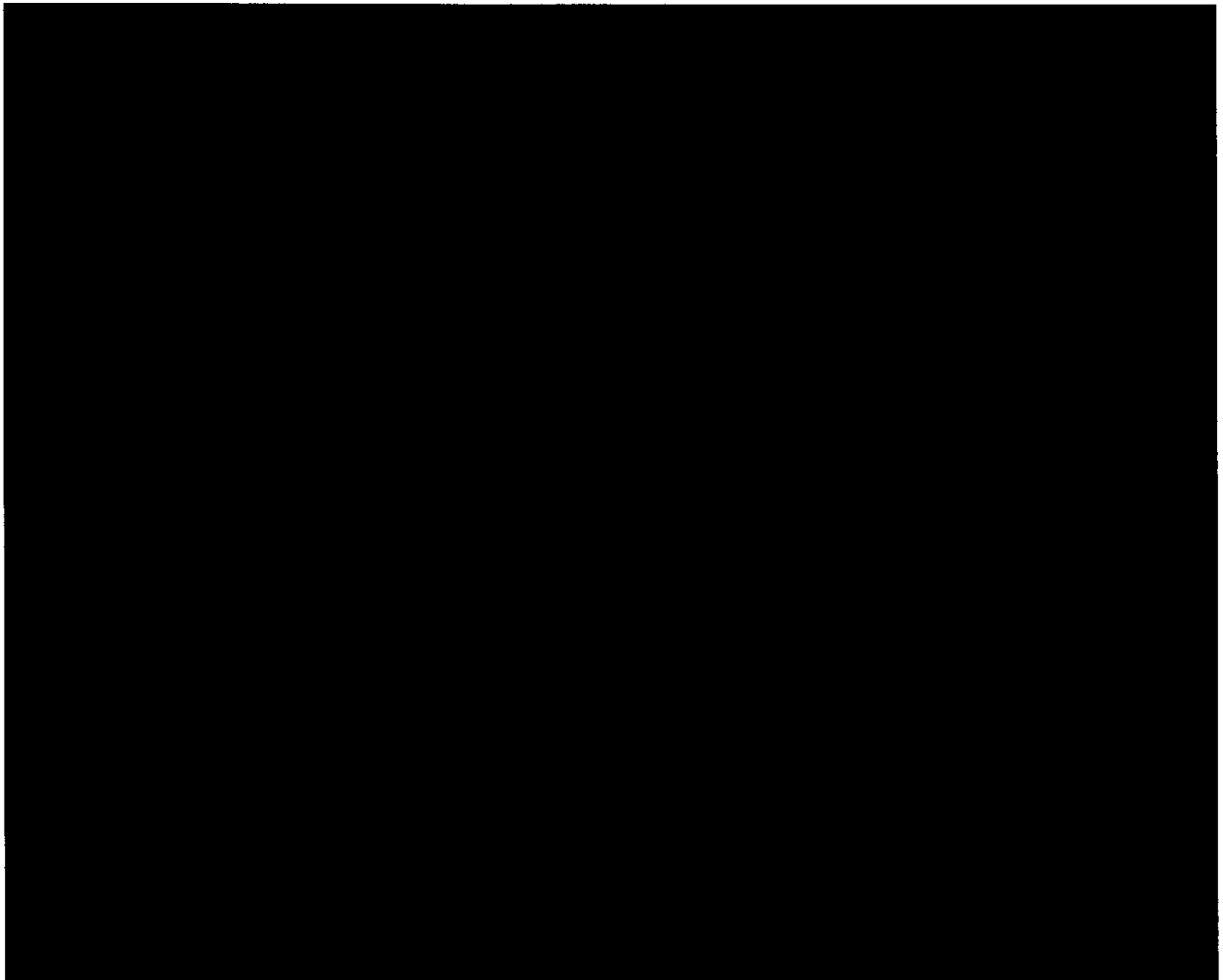


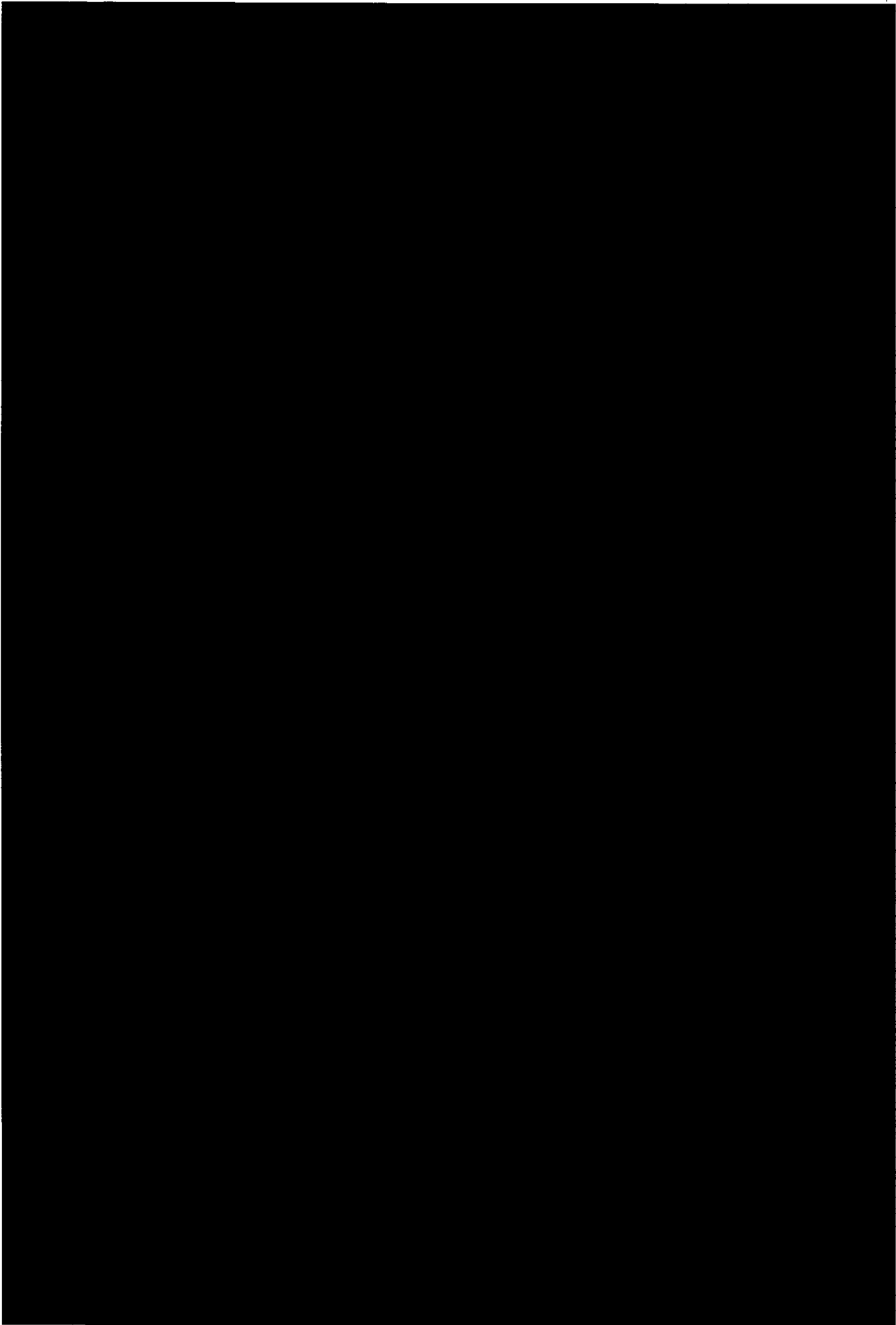
特別秘密の保護に関する法律案の概要

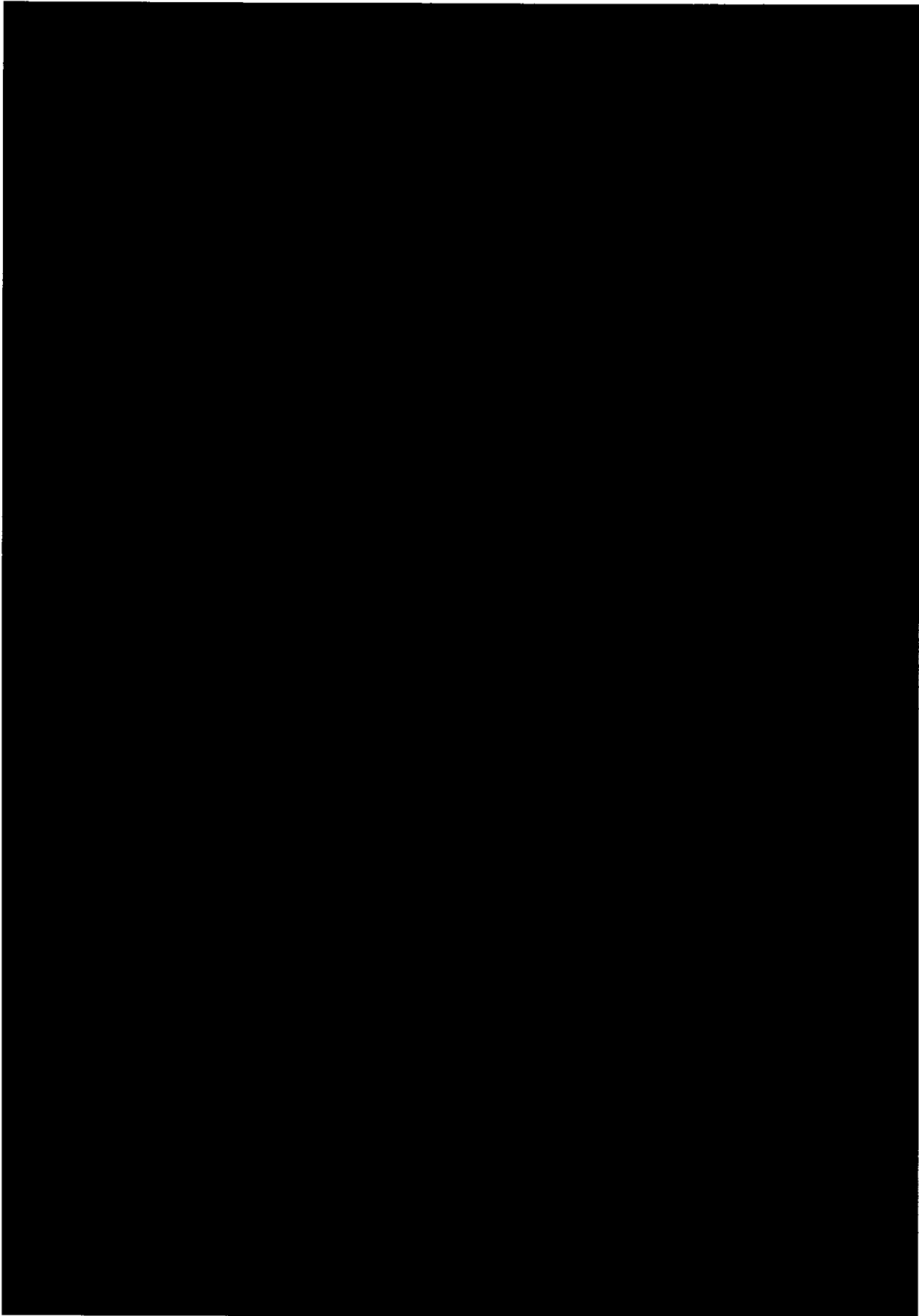
第1 趣旨

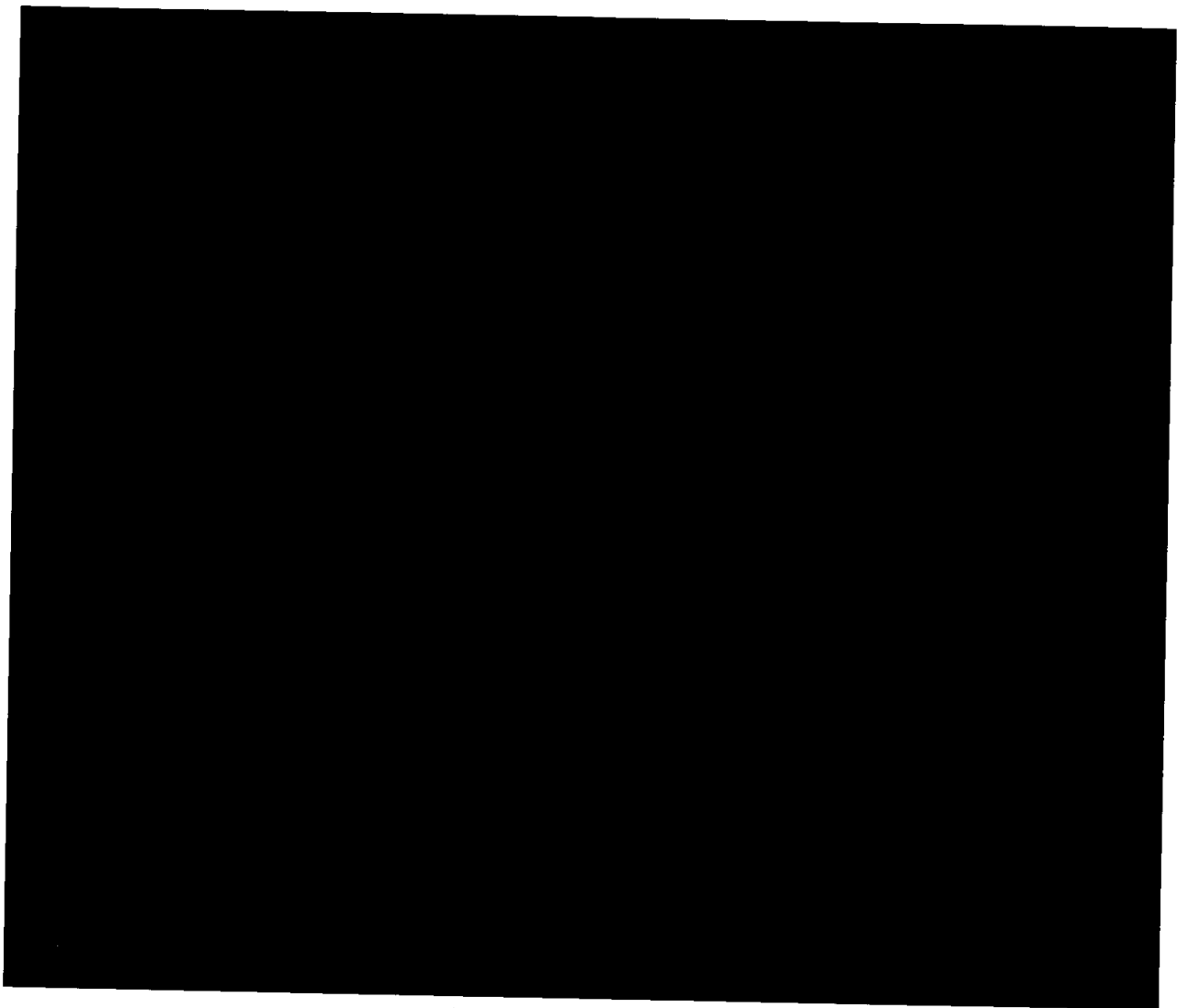


第2 概要









関係主意書

- 1 木村太郎君提出「民主党政権の国益を損なう外交姿勢に関する質問主意書」（内閣衆質176第197号）
- 2 秋葉賢也君提出「我が国政府の情報保全の在り方に関する質問主意書」（内閣衆質177第4号）
- 3 塩川鉄也君提出「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の情報開示に関する質問主意書」（内閣衆質180第127号）
- 4 福島みずほ君提出「秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」（内閣参質180第73号）
- 5 塩川鉄也君提出「特別秘密の管理に関する質問主意書」（内閣衆質181第10号）
- 6 塩川鉄也君提出「特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書」（平成24年11月8日提出・質問第38号、平成24年11月16日閣議決定予定）

平成二十二年十一月二十五日提出
質問第一九七号

民主党政権の国益を損なう外交姿勢に関する質問主意書

提出者
木村太郎

民主党政権の国益を損なう外交姿勢に関する質問主意書

鳩山前総理の米軍普天間飛行場の移設問題に端を発し、過日のAPECでは米国オバマ大統領との会談においての「日米同盟に関する共同文書」は来年に持ち越され、我が国の外交は機能不全、思考停止の状態である。

本年九月初めの尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件においては、中国の圧力に屈し、勾留した船長を帰還させ、さらにはポツダム宣言受諾後、我が国の固有の領土である北方領土に無断で立ち入ったロシアのメドベージェフ大統領の国後島訪問と続いた。いずれも領土や主権国家の問題が密接に絡む国益の有事であり、日米同盟の機軸を空洞化してきた民主党政権の責任は重く、冷えた日米関係を察知し、その間隙を縫って中国、ロシアが傲岸な振る舞いに出てきたことは明らかであり、日本外交は、根本からの立て直しが急務である。

かつての自公政権では、外交に係るいずれの重要事案においても、情報分析のため、通常内閣官房長官が所轄府省関係者を官邸に呼び協議していたが、現内閣は、特に尖閣諸島沖での中国漁船衝突事件で、一部の閣僚が政治主導と言いながら、検察当局に責任を押し付けた。夜を日に継ぐ国益を損なう外交姿勢に業を煮

やした海上保安官が、尖閣ビデオを流出させたと言っても過言ではない。

現政権下における官僚は、政治主導、特に政務三役により、自由を阻害され、士気を削がれている。頭脳と鉄と官僚は使い様であり、外交に浅薄な政務三役が、官僚の知恵と口を封じて指揮を執るため、一連の間違った外交姿勢が問われているものと考える。

従って、次の事項について質問する。

一 A P E Cにおける米国オバマ大統領との「日米同盟に関する共同文書」が来年に持ち越されたことに關して、原因が奈辺にあると捉えているのか、菅内閣の見解如何。

二 A P E Cにおける中国胡錦濤国家主席との会談は、わずか二十二分で終わった。しかも、菅総理はメモを取りながら俯き加減で弱々しい姿、一方の胡主席は堂々とした姿での様子がテレビで放映された。中国側では会談とは言わず、格下の国家首脳との会話といわんばかりの「懇談」と称していると聞く。これについてどのように捉えているのか、またわずか二十二分で思いの丈を述べることでできたのか、菅内閣の見解如何。

三 我が国の固有の領土である北方領土に無断で立ち入ったロシアが、現在も領土支配の既成事実化を着々

と進めていることに関して、北方領土は我が国固有の領土であることを主張する姿勢を持ち合わせているのか、菅内閣の見解如何。

四 二〇三に関して、世界地図を逆様にし、大陸側から日本を見た場合の米軍第七艦隊のプレゼンスをどのように捉えているのか、菅内閣の見解如何。

五 一〇四に関連し、係る事態に対処するため、かつて自公政権時の安倍内閣で、「国家安全保障に関する官邸機能強化会議」を設置し、第一六六回国会に「安全保障会議設置法等の一部を改正する法律案」を提出したが、第一六八回国会で廃案となった。今後、同法案を最大限尊重し、早急にこのような対外情報、秘密保全などの官邸への情報委員会の設置をしていくべきと考えるが、菅内閣の見解如何。

六 一〇五に関連し、自公政権時には、重要な外交日程のある際には、幅広い意見を聞くため、事前に野党との党首会談等を臨機応変に設定していた。外交失態が続いている菅民主党政権だからこそ、その柔軟性があってもよいと考えるが、菅内閣の見解如何。

右質問する。

平成二十二年十二月三日受領
答弁第一九七号

内閣衆質一七六第一九七号

平成二十二年十二月三日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路 孝 弘 殿

衆議院議員木村太郎君提出民主党政権の国益を損なう外交姿勢に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出民主党政権の国益を損なう外交姿勢に関する質問に対する答弁書

一について

本年十一月十三日の日米首脳会談において、菅内閣総理大臣とオバマ米国大統領は、「新たなイニシアティブに関するファクトシート」及び「ファクトシート 核リスクの低減に関する日米協力」を発出するとともに、日米同盟を深化・発展させ、来年前半に菅内閣総理大臣が米国を訪問する機会に、二十一世紀の日米同盟のビジョンを共同声明のような形で示すことで一致した。

二について

御指摘の表現を中国側が用いた意図については承知していないが、本年十一月十三日の日中首脳会談においては、限られた会談時間の中で非常に有意義な意見交換を行ったものと考えている。

三について

北方四島は我が国固有の領土であり、ロシア連邦との間の平和条約の締結に関する交渉においては、政府としては、このことを当然の前提として、ロシア側と議論しており、今後もそのようにしていく考えである。

四について

アジア太平洋地域において依然として不安定で不確実な状況が存在する中、米第七艦隊の我が国周辺におけるプレゼンスは、その抑止力を通じて我が国の安全に寄与するとともに、極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していると認識している。

五について

外交・安全保障問題に関しては、内閣総理大臣官邸が司令塔として適切に機能することは重要であり、政治のリーダーシップが一層機能する体制の在り方について検討してまいりたい。また、政府としては、高度な分析能力を有する内閣情報分析官の設置等を通じ、各種情報の収集・分析等の情報機能強化に努めているところであり、情報保全については、秘密保全に関する法制の在り方や、特に機密性の高い情報を取り扱う政府機関等の情報保全システムにおいて必要な措置について検討していくこととしている。

六について

管内閣としては、外交について、国民一人一人が自分の問題として捉え、国民全体で考える主体的で能動的な外交を展開していく必要があると考えている。また、外交失態が続いているとは考えていないが、

野党に対しても、与野党の党首会談の開催等も含め、真摯に説明を尽くし、誠実に議論していく考えである。

4

平成二十三年一月二十四日提出
質 問 第 四 号

我が国政府の情報保全の在り方に関する質問主意書

提出者
秋 葉 賢 也

我が国政府の情報保全の在り方に関する質問主意書

昨年十一月、尖閣沖中国漁船衝突事件のビデオ映像がインターネット上に流出する事案が発生し、海上保安庁のずさんな情報管理体制や職員の情報保全に対する意識の希薄さが改めて浮き彫りとなり、我が国の情報保全体制に対する信頼が大きく損なわれた。過去にも、在日ロシア大使館書記官から工作を受けた我が国内閣情報調査室職員が、職務上知り得た情報を提供していた事案等、数多くの情報漏洩事案が発生している。政府では、このような事案が表面化するたびに再発防止策を検討するものの、情報漏洩事案は後を絶たない。政府の情報漏洩事案は、我が国の情報保全に対する外国からの信頼の喪失にもつながる極めて深刻な問題であり、我が国政府の情報保全体制の一刻も早い改善が望まれる。右を踏まえ、以下質問する。

一 海上保安庁は昨年十二月、情報管理体制の見直しに係る五項目の緊急対策の実施を発表したが、同対策に関連して次の点を明らかにされたい。

1 右緊急対策では、年度内に全職員を対象として、国家公務員としての倫理意識、熟知すべき関係規則等の項目についての特別研修を実施すると示されている。情報管理に係る職員の意識の高揚を図るため右研修を実施することは大変重要であるが、過去にも政府における情報漏洩事案は多数発生しており、

情報保全に対する意識の向上が求められるのは、海上保安庁職員に限られるものではない。同様の研修は、全府省において直ちに実施されるべきであると考えるが、政府の見解如何。

2 1に関連して、職員の情報保全に対する意識を徹底させるためには、一時的な特別研修のみでなく、定期的な情報保全研修及び教育を全府省が実施する必要があると考えるが、政府の見解如何。

3 1に関連して、特に機密情報を扱う各府省は、関連府省共通の情報保全教育を徹底すべきであると考えるが、政府の見解如何。

二 政府における情報保全に関し早急に検討を進めよとの菅総理の指示に基づき、昨年十二月九日、「政府における情報保全に関する検討委員会」第一回会合が開催された。仙谷官房長官（当時）は、右会合において、情報保全システムの強化とともに、情報保全に関する法制の在り方も検討し、早期に結論を得て、情報保全の万全を図っていく旨述べている。右に関連して次の点を明らかにされたい。

1 報道によれば、右検討委員会は、本年六月頃を目処に検討結果をまとめる予定であると承知しているが、同報道は事実であるか。右検討委員会における今後の検討スケジュール及び結論導出時期を明らかにされたい。

2 情報保全の徹底は国益を守るためにも極めて重要な課題であり、そのための法律を早急に整備すべき
と考えるが、政府は今国会に情報保全に関する法律案を提出する方針であるのか明らかにされたい。
右質問する。

平成二十三年二月一日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一七七第四号

平成二十三年二月一日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員秋葉賢也君提出我が国政府の情報保全の在り方に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員秋葉賢也君提出我が国政府の情報保全の在り方に関する質問に対する答弁書

一の1及び2について

各府省等においては、従来から、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成十九年八月九日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、職員を対象とした秘密保全その他カウンターインテリジェンスに関する研修等を計画的に実施しているところである。

さらに、昨年十一月の中国漁船衝突事件のビデオ映像流出を受け、同月に内閣総理大臣から、また、同年十二月に内閣官房長官から、各府省事務次官等に対し、職員の規律の維持及び法令の遵守、情報管理体制の見直し等について指示を行ったところであり、各府省等においては、これらの指示に基づいて必要な対策を講じ、情報保全に関する職員の意識の一層の向上を図っているところである。

一の3について

各府省等においては、基本方針に基づき、その保有する情報のうち、特に秘匿することが必要なものとして当該府省等の長が指定した事項に関するもの（以下「特別管理秘密」という。）を取り扱う職員を対

象とし、内閣情報調査室に設置されたカウンターインテリジェンス・センターが作成した教材等を活用して、特別管理秘密の秘密保全に必要な知識、技能等を修得させるための研修を定期的に実施しているところであり、引き続き、こうした各府省等共通の研修を実施していくこととしている。

二の1について

お尋ねの「政府における情報保全に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）においては、今後の議論の進捗状況等にもよるが、昨年十二月に開催した第一回会合から半年程度をめどに結論を得ることを目指し、引き続き、精力的に議論を進めていくこととしている。

二の2について

政府としては、秘密保全に関する法制の在り方について、検討委員会における結論を踏まえ、検討を進めてまいりたい。

平成二十四年三月八日提出
質問第一二七号

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の情報開示に関する質問主意書

提出者 塩川鉄也

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の情報開示に関する質問主意書

現在、政府は、「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議」（以下、「有識者会議」）が、昨年8月に発表した報告書「秘密保全のための法制の在り方について」（以下「報告書」）に基づいて、法案を準備している。この報告書が提起する秘密保全法制については、報告書自身が、「ひとたびその運用を誤れば、国民の重要な権利利益を侵害するおそれがないとは言えない」と書かざるをえないものである。国民の重要な権利利益をどのように侵害するおそれがあるのか、その運用を誤らない政権というのはありうるのかなど、この法制の本質が広く明らかにされる必要がある。そのためには、まず、法案作りの土台とされる「報告書」の策定過程、「有識者会議」の議論の過程が明らかにされる必要がある。

一 首相官邸のホームページの秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の開催状況において、第1回から第6回の会議の配付資料が開示されている。三月八日午前十一時現在、第1回会議では、資料1～6、第2回会議では、資料1～2、第3回会議では、資料1～2、第4回会議では、資料1～2、第5回会議では、資料が開示されている。現時点において、開示されている資料は、以上のとおりに間違いないか。

二 「有識者会議」に配付された資料において、三月八日午前十一時時点において、首相官邸のホームページ上に開示されていない資料は、どのくらいあるのか。各会議ごとに、配付された資料のサイズ（A4版など）および枚数を明らかにされたい。

三 「有識者会議」に配付された資料において、三月八日午前十一時時点において、首相官邸のホームページ上に開示されていない資料について、各タイトルを明らかにされたい。

四 「有識者会議」に配付された資料において、三月八日午前十一時時点において、首相官邸のホームページ上に開示されていない資料について、政府が、開示できないと判断する情報を記した図表は、何点あり、開示できないと判断する情報を記した文章の字数はどのくらいあるのか。また、開示できると判断する情報を記した図表は、何点あり、開示できると判断する情報を記した文章の字数はどのくらいあるのか。各会議の資料のペーパー1枚ごとに、それぞれの図表数、字数を示されたい。

五 「有識者会議」に配付された資料において、三月八日午前十一時時点において、首相官邸のホームページ上に開示されていない資料について、資料のうち政府が、開示できると判断する部分について、全文を明らかにされたい。

六 「有識者会議」の第6回会議の議事要旨には、「事務局から、配付資料に基づき、報告書（案）について議論のポイントを説明した」とある。この「配付資料」は、報告書（案）なのか。そのタイトル、目次、サイズ、ページ数、字数を明らかにされたい。

七 「有識者会議」の第6回会議の議事要旨にある「配付資料」には、政府が、開示できないと判断する部分があるのか。あるとすれば、非開示と判断した図表の点数及び、文章の字数を明らかにされたい。

八 「有識者会議」の第6回会議で配付し、それに基づいて報告書（案）について議論のポイントを説明した配付資料のうち、政府が開示できると判断した部分について、その全文を明らかにされたい。

九 「有識者会議」に配付された資料において、三月八日午前十一時時点において、首相官邸のホームページ上に開示されていない資料について、非開示としている理由をそれぞれについて明らかにされたい。とりわけ、第6回会議で事務局が報告書（案）のポイントを説明した配付資料は、「報告書」の案と考えられるが、公表されている「報告書」の案をなぜ、開示していないか理由を示されたい。

十 昨年6月10日に行われた第6回の「有識者会議」で報告書案が議論されたのちに、「報告書」が公表されたのは、約2カ月後の8月8日であった。第6回会議の内容を「報告書」に反映する作業は、「有識

者会議」の委員自身の手によって行われたのか。それとも、事務局によって行われたのか明らかにされた
い。

十一 第6回会議の内容を反映する作業を終えた「報告書」の内容について、「有識者会議」委員による最終的な確認はどのように行われたのか明らかにされたい。

十二 「有識者会議」の第1回会議議事要旨によれば、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の運営について、「会議は非公開とすること、議事要旨は原則として公開すること等が決定された」とある。この「公開すること等」の「等」は何を指しているのか明らかにされたい。

十三 「有識者会議」の第1回会議で、「会議は非公開とすること、議事要旨は原則として公開すること等が決定された」とされているが、配付資料の扱いについては、どのように決定されたのか明らかにされた
い。

十四 「有識者会議」の第1回会議で、「会議は非公開とすること、議事要旨は原則として公開すること等が決定された」とされているが、この内容は、有識者自身が発議したものか。それとも、事務局の側から、「有識者会議」、あるいは、「有識者会議」委員、あるいは座長に提案したうえで、その内容にそつ

て「有識者会議」が決定したものが明らかにされたい。

十五 「有識者会議」の第1回会議で、「会議は非公開とすること、議事要旨は原則として公開すること等が決定された」とされているが、この内容を記したペーパーを事務局は、準備したか。準備したのであれば、その全文を明らかにされたい。また、そのペーパーが非開示である場合は、その理由を明らかにされたい。

十六 「有識者会議」の第1回会議で、「会議は非公開とすること、議事要旨は原則として公開すること等が決定された」とされているが、有識者からは、会議を公開とすること及び、議事要旨ではなく、議事録を作成することとする意見はでなかったのか。全員が、会議の非公開、議事録ではなく議事要旨の作成に賛成したのか明らかにされたい。

十七 今後、議事録の作成を行うことが必要になった場合、そのために必要な録音や録画データは、残っているのかどうか明らかにされたい。

十八 「報告書」は、「ひとたびその運用を誤れば、国民の重要な権利利益を侵害するおそれがないとは言えない」としている。そうしたおそれのある法制であればあるほど、法案を策定する上で尊重することと

されている「報告書」の策定の経緯は全面的に明らかにされるべきである。まず、配付資料のうち、政府が開示できると考えている部分については、即刻、ホームページ上にアップするなど開示すべきではないか。

十九 「有識者会議」を非公開とし、議事録を作成せず、配付資料も一部のみしか公開していない。「報告書」は、「ひとたびその運用を誤れば、国民の重要な権利利益を侵害するおそれがないとは言えない」としているが、その法制の準備過程においても、秘密でないものすら開示せずに秘密扱いしており、国民の知る権利に対して政府の対応は、十全に応えるどころか、極めて後ろ向きなものだったと断ぜざるを得ない。野田内閣の見解を問う。

右質問する。

平成二十四年三月十六日受領
答弁第一二七号

内閣衆質一八〇第一二七号

平成二十四年三月十六日

内閣総理大臣 野田 佳彦

衆議院議長 横路 孝弘殿

衆議院議員塩川鉄也君提出秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の情報開示に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員塩川鉄也君提出秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の情報開示に関する質問に対する答弁書

一について

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の配付資料のうち、首相官邸ホームページ上に掲載することにより公開しているものは、御指摘のとおりである。

二から五までについて

有識者会議の配付資料のうち、首相官邸ホームページ上に掲載していないものについて、①タイトル、②サイズ、③枚数を有識者会議の各回ごとにお示しすると、次のとおりである。

第一回有識者会議

- ①秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議の運営について（案） ②A四 ③一枚
- ①情報漏えい事案発生の原因及び具体的対応 ②A四 ③四枚
- ①内閣情報調査室職員に対するロシア大使館職員による情報収集活動事案 ②A四 ③二枚
- ①中国漁船衝突事件映像情報流出事案の概要について ②A四 ③一枚

① 国際テロ対策に係るデータのインターネット上への掲出事案に関する中間的見解等について（要旨

② A 四 ③ 二枚

① 関係法令 ② A 四 ③ 十二枚

第二回有識者会議

① 秘密の範囲・秘密の管理①に関する考え方（事務局案）・論点 ② A 四 ③ 七枚

第三回有識者会議

① 秘密取扱者適格性確認制度の概要 ② A 四 ③ 一枚

① 秘密の管理②に関する考え方（事務局案）・論点 ② A 四 ③ 八枚

① 諸外国におけるセキュリティクリアランス制度の概要 ② A 四 ③ 五枚

第四回有識者会議

① 罰則等に関する考え方（事務局案）・論点 ② A 四 ③ 八枚

① 諸外国の秘密保全に関する法制における罰則 ② A 四 ③ 二十六枚

① 関係法令 ② A 四 ③ 十二枚

第五回有識者会議

① 法形式、国民の知る権利等との関係、立法府及び司法府に関する考え方（事務局案）・論点 ② A

四 ③ 四枚

① 関係法令 ② A 四 ③ 十二枚

第六回有識者会議

① 秘密保全のための法制の在り方について（報告書）（案） ② A 四 ③ 五十五枚

① 報告書案（第三次案からの修正見え消し） ② A 四 ③ 二十四枚

① 第三次案に対する委員からの御意見等 ② A 四 ③ 五枚

また、これらの配付資料については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号。以下「情報公開法」という。）に基づく開示請求が行われた場合には、情報公開法第五条各号に定める不開示情報に該当する部分を除き開示しているところであり、今後も適切に対応してまいりたいと考えている。

なお、お尋ねの「図表数」及び「字数」については、その意味するところが必ずしも明らかではなく、

お答えすることは困難である。

六から八までについて

第六回有識者会議においては、各回の有識者会議における議論を踏まえるとともに随時委員から頂いた意見を反映させた報告書案を配付し、有識者会議の委員が議論している。そのタイトルは「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）（案）」、目次は「はじめに 第一 秘密保全法制の必要性・目的 第二 秘密の範囲 第三 秘密の管理 第四 罰則 第五 法形式 第六 国民の知る権利等との関係 第七 立法府及び司法府 おわりに」、サイズはA四、枚数は五十五枚及び本文部分の字数は約二万字である。

また、当該報告書案については、「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（以下「報告書」という。）の取りまとめ後、情報公開法に基づく開示請求が行われた場合には、開示しているところであり、今後も適切に対応してまいりたいと考えている。

九について

有識者会議の配付資料については、第一回有識者会議において、「会議における配付資料の公開につい

ては、内容に応じて可否を判断する」ことが決定され、配付資料それぞれについて、機微な情報が含まれていないか、また、公表された場合に委員の率直な意見の交換が損なわれるおそれがないか等の観点から、有識者会議において公開の可否について判断しており、その結果、配付資料の一部については公開されていないが、政府としては、有識者会議の経緯については、公開されている議事要旨及び配付資料、会議としての意見を示した報告書によって十分把握することが可能であると考えている。

十及び十一について

報告書については、第六回有識者会議における委員の意見を反映させた報告書案を有識者会議の事務局から委員に送付し、さらに委員から頂いた意見を反映させた最終案を同様に送付した上で、委員が確認し、その合意により内容が決定されたものである。

十二について

お尋ねの「等」とは、配付資料の公開については内容に応じて可否を判断すること及び有識者会議の内容について会議終了後に事務局が記者ブリーフを行うことである。

十三から十六までについて

有識者会議の運営の在り方については、第一回有識者会議において、事務局が例示した論点を委員が審議した結果、会議は非公開とすること、議事要旨は原則として公開すること、配付資料の公開については内容に応じて可否を判断すること等について委員全員が合意し、有識者会議として決定したものである。なお、決定された有識者会議の運営についての文書については、情報公開法に基づく開示請求が行われた場合には開示している。

十七について

有識者会議を録音又は録画したものはない。

十八及び十九について

政府としては、有識者会議の経緯については、公開されている議事要旨及び配付資料、会議としての意見を示した報告書によって十分把握することが可能であると考えている。なお、公開されていない有識者会議の配付資料については、情報公開法に基づく開示請求が行われた場合には、情報公開法第五条各号に定める不開示情報に該当する場合を除き開示しているところであり、今後も適切に対応してまいりたいと考えている。

質問第七三号

秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十四年四月二日

福島みずほ

参議院議長 平田健二殿

秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書

政府は秘密保全法を制定するべく検討を進めており、その法案の検討段階での有識者会議で「秘密取扱者適格性確認制度」について議論が行われている。しかしながら、この制度に関する議論及び検討資料がすべて公開されておらず、これらは国民に広く開示されるべきと考える。そこでこの制度の現状等について、以下質問する。

一 この「秘密取扱者適格性確認制度」は、いつ創設されたものか。また、この制度の創設に係る背景を含めて、この制度の意義及び必要性について、政府の見解を示されたい。

二 米国に同様の制度として「セキュリティ・クリアランス」があり、機密のレベルに応じて四段階の対応レベルがあるとのことだが、日本の「秘密取扱者適格性確認制度」には、複数段階の取扱い区分があるのか。

三 秘密取扱者は、国の機関の場合、どのような役職の者が対象となりうるのか。また、自治体、民間団体、企業などに所属する者は対象となりうるのか。

四 平成二十三年四月八日に開催された「秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議（第三回）」

の議事要旨について

二

1 「秘密取扱者適格性確認制度」を法制度上明らかに位置づけることが検討されているが、現時点でのこの制度の根拠法令は何か。また、現在、法制度上位置づけるための検討はなされているのか。

2 制度の透明性を高めるため調査項目を明らかにすることが適当という意見と、明らかにしないことが適当とする意見が議事要旨に記載されているが、その後どのような方針に決定されたのか。

3 秘密取扱者の適格性確認を行う場合、対象者本人の同意を得てから照会することを法令上規定するかについて議論されているが、現在は対象者本人の同意を得ないで行っているのか。

4 自治体等に対し、この法制に基づく照会についての情報公開が請求された場合、「存否応答拒否」を行うかどうか議論がなされた旨が議事要旨に記載されているが、その後どのような方針が決定されたのか。

五 現在、秘密取扱者と認定された者は何人いるのか。また、その内訳について、国家公務員、地方公務員、民間団体職員及び企業社員別にそれぞれの人数を明示されたい。

六 「秘密取扱者適格性確認制度」の対象となった者で、不適格者となった者はいるのか。不適格者となっ

た者がいる場合、その人数を明らかにされたい。

七 特別管理秘密取扱者に対する研修制度に関して、その研修受講者の延べ人数を明らかにするとともに、研修科目や研修日程など、研修の内容を具体的に明示されたい。

右質問する。

答弁書第七三号

内閣参質一八〇第七三号

平成二十四年四月十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員福島みずほ君提出秘密取扱者適格性確認制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出秘密取扱者適格性確認制度に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の秘密取扱者適格性確認制度は、外国情報機関による我が国に対する情報収集活動が行われる中で、我が国の重要な情報を保護するため更なる対策の強化が必要であることから、特別に秘匿すべき情報（以下「特別管理秘密」という。）について厳格な管理を行うため、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成十九年八月九日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）において定め、平成二十一年四月一日から実施しているものである。

同制度は、特別管理秘密を取り扱う者に関して基本方針が定める政府全体としての統一的な基準に従い、各行政機関において運用しているものであり、あらゆる情報活動の前提となる情報保全の徹底を図るという観点から、必要なものであると認識している。

二について

職員に取り扱わせる特別管理秘密の内容に応じ、複数に区分した適格性の確認を行っている行政機関もある。

三について

特別管理秘密を取り扱う者は、国の行政機関における事務遂行上の必要性に応じて当該行政機関の職員の中から選定されるものであり、必ずしも役職により決まるものではない。また、地方自治体、民間団体、企業等に所属する者は、特別管理秘密を取り扱うことについての適格性の確認の対象とはしていない。

四の1について

秘密取扱者適格性確認制度については、これを定めた法令はなく、基本方針に基づき、各行政機関において職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で運用しているものである。

秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が平成二十三年八月八日に取りまとめた「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」（以下「報告書」という。）においては、秘密情報を取り扱う者がその適性を有するかどうかを判断する適性評価制度の法制化について提言されており、政府としては、報告書を十分に尊重の上、秘密保全に関する法制の整備のための法案（以下「法案」という。）について検討を行っている。

四の2について

報告書においては、適性評価制度について、調査事項を公開すること及び評価基準を非公開とすることが提言されている。なお、四の1についてでお答えしたとおり、法案について現在検討中であることから、政府の方針を現時点でお答えすることは困難である。

四の3について

適格性の確認は、各行政機関において、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、必ずしも本人の同意を得て行っているものではない。

四の4について

四の1についてでお答えしたとおり、法案について現在検討中であることから、政府の方針を現時点でお答えすることは困難である。

五について

特別管理秘密を取り扱う適格性を有し、特別管理秘密を取り扱うことができる」とされている国の行政機関の職員は、平成二十三年末時点で、五万三千百六十二人となっている。

六について

お尋ねの不適合と判断された者の人数については、秘密取扱者適格性確認制度の具体的運用に関わることであり、政府の情報保全に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

七について

特別管理秘密を取り扱う者に対して実施している研修の内容や日程については各行政機関によって異なるが、情報保全の重要性、特別管理秘密の取扱手続、事案対処要領等に関する研修を定期的に実施している。なお、当該研修を受講した者の正確な延べ人数については把握していない。

平成二十四年十月二十九日提出
質問 第一〇号

特別秘密の管理に関する質問主意書

提出者
塩川鉄也

特別秘密の管理に関する質問主意書

政府は、二〇〇七年八月、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」を決定し、「国の行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であつて、公になつていないもののうち、特に秘匿することが必要なものとして当該機関の長が指定したもの」を「特別管理秘密」として特別な管理を行うことを決定した。その特別な管理として「秘密取扱者適格性確認制度」などの導入も同時に決定されている。しかし、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」自体、全文が公表されていないなど、国民に十分な説明がなされないまま新たな秘密管理制度が導入され、今日まで実行されてきている。政府は、改めてこれらの制度の内容及び運用実態について国民に説明するべきである。

- 一 特別管理秘密の管理について規定を定めている府省庁はどこか明らかにされたい。
- 二 特別管理秘密の指定事項数について、府省庁ごとに明らかにされたい。
- 三 特別管理秘密文書等の件数について、府省庁ごとに明らかにされたい。
- 四 内閣官房、警察庁、宮内庁、公安調査庁、外務省、防衛省、経済産業省が管理する特別管理秘密の指定

事項について、その名称を明らかにされたい。

五 「秘密取扱者適格性確認制度」についての規定を定め、実施している府省庁はどこか明らかにされたい。

六 「秘密取扱者適格性確認制度」について、秘密取扱者として適格性を確認された者は何人いるか明らかにされたい。

七 防衛省、金融庁、消費者庁、公正取引委員会について、秘密取扱者として適格性を確認された者は、それぞれ何人いるか明らかにされたい。

八 消費者庁の「秘密取扱者適格性確認制度実施規程」では、消費者庁の職員の適格性の確認及びクリアランス手続は、次長が行うこととされている。消費者庁長官及び次長自身の適格性の確認及びクリアランス手続は誰が行っているのか。あるいは行っていないのか明らかにされたい。

九 「カウンターインテリジェンスの機能強化に関する基本方針」では、「ウ クリアランス手続を行う際の配意事項」では、「調査の目的と関係のない質問を行わない等プライバシーの保護への配慮を尽くさなければならぬ」としているが、そもそも、クリアランス手続は、本人の同意を得て行っているのか明らか

かにされたい。

十 「秘密保全法のための法制の在り方に関する有識者会議報告書（二〇一一年八月八日）」（以下、「報告書」という）では、「適正評価制度」において、対象本人の調査に加え、「配偶者のように対象の身近にあつて対象者の行動に影響を与え得る者についても、諸外国と同様に、人定事項、信用状態や外国への渡航歴等の事項を調査することも考えられる」としている。各府省庁が行っている現行の「秘密取扱者適格性確認制度」では、対象本人の配偶者は、人事管理情報等による調査など調査の対象となつているのか明らかにされたい。

十一 「報告書」では、「適正評価制度」において、現行の「秘密取扱者適格性確認制度」について、「対象本人から十分に情報が得られない場合に、適正評価の実施権者（対象者が適性を有していると認める権限がある者をいう。）が公私の団体に照会する権限が明確でないこと」などを課題としている。例えば、消費者庁の「秘密取扱者適格性確認制度実施規程」第七条では、「ガイドラインⅡ 1（1）の人事管理情報等による調査は、調査対象職員に係る人事記録、勤務評定記録書その他次長が定める種類の資料を参照すること及びガイドラインⅡ 1（1）アただし書の照会を行うことにより行うものとする」とされている

と承知している。各府省庁が行っている現行の「秘密取扱者適格性確認制度」では、「対象本人から十分に情報が得られない場合に」適正評価の実施権者は、公私の団体等に照会する規定となっているのか明らかにされたい。

十二 「報告書」は、「適正評価制度」の「第三者に対する照会等」において、「第三者に対する照会等については、個人情報の保護に配慮する観点や照会先の公私の団体が照会に協力しやすい環境を整備する観点から、慎重を期すため、対象者本人から同意を得て行うことが適当である」としている。各府省庁が行っている現行の「秘密取扱者適格性確認制度」では、第三者に対する照会では、対象者本人からの同意を得て行っているのか明らかにされたい。

十三 「秘密取扱者適格性確認制度」のように国家公務員の特定の能力や適性、適格性を確認する制度において、本人の同意を得ずに行っている、あるいは、必ずしも本人の同意を得ずに行っている制度があれば、挙げられたい。

十四 「報告書」は、「適正評価制度」において、「適性評価の実施に当たっては、様々な個人情報を取得し、利用する必要があることに鑑み、調査事項を法令上明示し、いかなる個人情報を取り扱われることと

なるのかを明らかにすることが、適性評価制度への国民の理解を得る観点から適当である」としている。

現行の「秘密取扱者適格性確認制度」では、その制度を規定している「カウンターインテリジェンスの機能強化に関する基本方針」の一部が非公開とされ、調査事項は、国民に示されていない。「報告書」の記述に照らしても、現行の「秘密取扱者適格性確認制度」は、国民の理解が得られるものではない。調査事項を明らかにしないだけではない。本人の同意さえ前提とせず、法律上の根拠もないまま他への照会まで行われている。こうした国家公務員の個人情報調査は到底許されるものではない。ただちに中止すべきである。野田内閣の見解を問う。

右質問する。

平成二十四年十一月六日受領
答弁第一〇号

内閣衆質一八一第二〇号

平成二十四年十一月六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 岡田 克也

衆議院議長 横路 孝弘 殿

衆議院議員塩川鉄也君提出特別秘密の管理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員塩川鉄也君提出特別秘密の管理に関する質問に対する答弁書

一について

「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成十九年八月九日カウンターインテリジェンス推進会議決定。以下「基本方針」という。）に定める特別管理秘密の管理について必要な事項を定めている府省等は、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省である。

二について

一について述べた府省等（外務省及び防衛省を除く。）において特別管理秘密として指定している事項の数は、平成二十四年十月三十日時点で、内閣官房が四十九、内閣法制局が零、内閣府が三、宮内庁が三、公正取引委員会が零、警察庁が五、金融庁が零、消費者庁が零、復興庁が零、総務省が四、法務省が零、公安調査庁が四、財務省が零、文部科学省が零、厚生労働省が一、農林水産省が零、経済産業省が十、国土交通省が零、海上保安庁が零、環境省が零及び原子力規制委員会が二である。また、外務省にお

いては、秘密保全に関する規則（昭和四十五年外務省訓令第五号）に基づき、「外交機密文書等」、「他の行政機関等から受領した秘密文書等に相当する文書等であつて、当該他の行政機関等において特管秘文書等に相当する文書として取り扱われているもの」及び「我が国が外国政府等との間で情報の保護に関する国際約束等を締結等している場合であつて、当該国際約束等に基づく保護の対象となる秘密文書等のうち、特管秘文書等として取り扱うことが必要と認められるもの」を特別管理秘密文書等（特別管理秘密を記録する文書、図画又は物件及び特別管理秘密を化体する物件をいう。以下同じ。）として取り扱うこととしており、特別管理秘密として個別具体的な事項を指定していない。防衛省においては、日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法（昭和二十九年法律第百六十六号）第一条第三項に規定する特別防衛秘密及び自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第九十六条の二第一項に規定する防衛秘密を特別管理秘密に相当するものとして取り扱うこととしており、特別管理秘密として個別具体的な事項を指定していない。なお、防衛秘密については、同法別表第四に掲げる十の事項に該当するものとして、同日時点で、防衛大臣が二百三十四事項を指定している。

三について

特別管理秘密文書等の件数は、内閣官房が平成二十四年七月三十一日時点で二十七万四千九十一件、内閣法制局が同年十月三十日時点で零件、内閣府が同日時点で六十六件、宮内庁が同日時点で三件、公正取引委員会が同日時点で零件、警察庁が同年七月二十五日時点で一万千件、金融庁が同年十月三十日時点で四十三件、消費者庁が同日時点で零件、復興庁が同日時点で零件、総務省が同日時点で三百四十八件、法務省が同日時点で零件、公安調査庁が同年六月三十日時点で九千六百三十五件、外務省が同日時点で一万六千六百五十件、財務省が同年十月三十日時点で百三十四件、文部科学省が同日時点で八件、厚生労働省が同日時点で百三十三件、農林水産省が同日時点で零件、経済産業省が同日時点で三百五十九件、国土交通省が同日時点で五百八十件、海上保安庁が同日時点で三千五百十二件、環境省が同日時点で零件及び原子力規制委員会が同日時点で四百四十九件である。また、防衛省においては、特別管理秘密文書等に相当するものとして取り扱っている文書等の件数を集計中であり、現時点でお答えすることは困難である。

四について

内閣官房において特別管理秘密として指定している事項の名称は、「暗号関連」、「内閣情報会議が決定した情勢認識」、「内閣情報会議が決定した重点事項」、「合同情報会議が決定した情報評価書」、「一

情報収集衛星運営委員会が定めた年度画像情報収集重点」、「情報収集衛星運営委員会幹事会が定めた年度撮像重点」、「情報収集衛星運営委員会事務局が作成した撮像月の撮像の対象及び優先順位並びにプロダクトの配付範囲並びに緊急要求に係る撮像の対象及び優先順位並びにプロダクトの配付範囲に係る文書（電磁的記録を含む。）」、「内閣情報調査室が衛星秘密を利用して作成した文書、図画又は物件」、「内閣情報調査室が情報収集衛星運営委員会事務局に提出する情報要求」、「衛星秘密の保全に関する文書であつて、極秘として保護する必要があるもの」、「外国政府又は国際機関により「[SECRET]」(これに相当するものを含む。)以上の秘密に指定された情報であつて、内閣情報調査室に対して直接提供されたもの又は他の行政機関を通じて提供されたもの」、「内閣衛星情報センターが作成した年度撮像基本計画」、「内閣衛星情報センターが情報収集衛星により入手した衛星画像情報であつて、レベル一の画像処理が行われたもの（校正検証に用いられるものを除く。）」、「内閣衛星情報センターが情報収集衛星により入手した衛星画像情報であつて、レベル一の画像処理が行われたもののうち、校正検証に用いられるもの」、「内閣衛星情報センターが情報収集衛星以外の人工衛星の利用その他の手段により入手した衛星画像情報であつて、レベル一の画像処理が行われたもの（情報関心を秘匿する必要がなく、かつ、情報収集衛星の

運用実態を推察されるおそれがないものを除く。」「内閣衛星情報センターが情報収集衛星その他の人工衛星の衛星画像情報を分析した成果物（内閣情報官の示すところによりサニタイズしたものを除く。）」「内閣衛星情報センター管理運用情報管理課が作成した情報収集衛星画像情報の収集に係る計画」「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星光学一号機に関するもの）」「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星光学二号機に関するもの）」「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星光学三号機に関するもの）」「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星光学四号機に関するもの）」「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星光学五号機に関するもの）」「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星光学六号機に関するもの）」「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダー一号機に関するもの）」「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダー二号機に関するもの）」「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダー三号機に関するもの）」「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星

星レーダ四号機に関するもの」、「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダ五号機に関するもの）」、「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダ六号機に関するもの）」及び「情報収集衛星の観測性能のうち分解能の限界値を示すもの（情報収集衛星レーダ予備機に関するもの）」である。また、内閣官房においては、これらの事項のほか、特別管理秘密として情報収集衛星等の運用のための暗号アルゴリズム、暗号鍵又は暗号鍵の配送方式に関する事項を十九件指定しているが、これらの具体的な名称については、情報収集衛星等の運用に関わる事項であり、これを明らかにすることにより、政府の情報収集活動に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

宮内庁において特別管理秘密として指定している事項の名称は、「皇室会議議員互選関係（一）」、「皇室会議議員互選関係（二）」及び「皇室会議議員互選関係（三）」である。

警察庁において特別管理秘密として指定している事項の名称は、「内閣衛星情報センターが人工衛星の利用その他の手段により得た画像情報又は内閣衛星情報センターが管理する情報収集衛星若しくはその地上局等のシステムに関する情報で、内閣情報官がその定めるところにより秘密とすべきものとして指定し

たもの」、「内閣の重要政策に関する情報について検討するための会議として警備局長が別に定める会議において議事とされた事項」、「他の官公庁が、国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であつて、特に秘匿することが必要なものとして指定したもの」、「衛星秘密等の保全に関する訓令第二条第二号に規定する二次的衛星秘密の内容」及び「外国の行政機関その他の公的機関から提供を受けた情報で、公になることにより、当該機関との信頼関係が損なわれるおそれのあるもの」である。

公安調査庁において特別管理秘密として指定している事項の名称は、「内閣情報会議の決定に当たり、特に秘匿することが必要なものとして、当庁が提供する情報・資料」、「合同情報会議の決定に当たり、特に秘匿することが必要なものとして、当庁が提供する情報・資料」、「平成二十一年三月三十一日以前から当庁で保管している内閣情報会議及び合同情報会議が決定した事項」及び「関係機関から特別管理秘密にすることを条件に提供された情報・資料」である。

経済産業省においては、特別管理秘密として安全保障に関する事項及び核物質防護に関する事項に限定して十二件指定しているが、これらの具体的な名称については、これを明らかにすることにより、同省の特別管理秘密の管理に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

また、二について述べたとおり、外務省及び防衛省においては、特別管理秘密として個別具体的な事項を指定していない。

五について

基本方針に定める秘密取扱者適格性確認制度について必要な事項を定め、実施している府省等は、内閣官房、内閣法制局、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省である。

六及び七について

特別管理秘密を取り扱う適格性を有し、特別管理秘密を取り扱うことができると思われる職員の数は、平成二十四年六月三十日時点で、公正取引委員会が四人、金融庁が十五人、消費者庁が五人及び防衛省が六万四千八百八十人であり、五について述べた府省等の合計では、六万四千三百六十一人である。

八について

消費者庁長官の適格性の確認及びクリアランス手続は行っていない。同庁次長の適格性の確認は同庁長

官が行い、クリアランス手続は同庁総務課長が行っている。

九及び十二について

適格性の確認は、各府省等において、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、必ずしも本人の同意を得て行っているものではない。

十について

お尋ねについては、秘密取扱者適格性確認制度の具体的運用に関わることであり、これを明らかにすることにより、政府の情報保全に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

十一について

五について述べた府省等においては、秘密取扱者適格性確認制度実施規程（平成二十一年九月一日消費者庁長官決定）第七条と同様の規定を定めているものがある。

十三について

御指摘の「秘密取扱者適格性確認制度」のように国家公務員の特定の能力や適性、適格性を確認する制度」の意味するところが必ずしも明らかではないが、秘密取扱者適格性確認制度と同様の制度はない。

十四について

秘密取扱者適格性確認制度は、外国情報機関による我が国に対する情報収集活動が行われる中で、我が国の重要な情報を保護するため更なる対策の強化が必要であることから、特別管理秘密について厳格な管理を行うため、基本方針において定め、平成二十一年四月一日から実施しているものであり、あらゆる情報活動の前提となる情報保全の徹底を図るという観点から、必要なものであると認識している。また、適格性の確認は、各府省等において、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものである。

なお、秘密保全のための法制の在り方に関する有識者会議が平成二十三年八月八日に取りまとめた「秘密保全のための法制の在り方について（報告書）」においては、秘密情報を取り扱う者がその適性を有するかどうかを判断する適性評価制度の法制化について提言されており、政府としては、同報告書を十分に尊重の上、秘密保全に関する法制の整備のための法案について検討を行っている。

平成二十四年十一月八日提出
質問 第三十八号

特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書

提出者 塩川鉄也

特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問主意書

政府は、二〇〇七年八月、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」を決定し、「国の行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であつて、公になつていないもののうち、特に秘匿することが必要なものとして当該機関の長が指定したもの」を「特別管理秘密」として特別な管理を行うことを決定した。その特別な管理として「秘密取扱者適格性確認制度」などの導入も同時に決定されている。しかし、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」自体、全文が公表されていないなど、国民に十分な説明がなされないまま新たな秘密管理制度が導入され、今日まで実行されてきている。私は、先日、これらの制度について質問主意書を提出したが、その不透明な実態が改めて浮かび上がってきた。政府は、これらの制度の内容及び運用実態の全容を国民に説明するべきである。

一 政府は、答弁書（内閣衆質一八一第一〇号）（以下、「答弁書」という。）で、内閣官房、警察庁、宮内庁、公安調査庁、外務省、防衛省、経済産業省が管理する特別管理秘密の指定事項の名称を明らかにされた。他の府省等において、特別管理秘密として指定している事項についても、それぞれその名称を明らか

かにされたい。

二 「答弁書」によれば、海上保安庁、金融庁、財務省、国土交通省は、特別管理秘密として指定している事項の数が零とされている一方、特別管理秘密文書等を保有している。これらの府省等が特別管理秘密として指定している事項がないにもかかわらず、特別管理秘密文書等を保有している理由を明らかにされたい。

三 「答弁書」によれば、特別管理秘密を取り扱う適格性を有し、特別管理秘密を取り扱うことができるとされている職員数は、平成二十四年六月三十日時点、合計六万四千三百六十一人であり、各府省等では、防衛省、公正取引委員会、金融庁、消費者庁の職員数が明らかにされた。他の府省等のそれぞれの特別管理秘密を取り扱う適格性を有し、特別管理秘密を取り扱うことができるとされている職員数を明らかにされたい。

四 「答弁書」によれば、「五について述べた府省等においては、秘密取扱者適格性確認制度実施規程（平成二十一年九月一日消費者庁長官決定）第七条と同様の規定を定めているものがある」とのことである。秘密取扱者適格性確認制度実施規程（平成二十一年九月一日消費者庁長官決定）第七条と同様の規定

を定めている府省等がどこか明らかにされたい。

五 「特別秘密の管理に関する質問主意書」において、私は、「各府省庁が行っている現行の「秘密取扱者適格性確認制度」では、対象本人の配偶者は、人事管理情報等による調査など調査の対象となっているのか明らかにされたい。」と質問したところ、「お尋ねについては、秘密取扱者適格性確認制度の具体的な運用に関わることであり、これを明らかにすることにより、政府の情報保全に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい」（「答弁書」）とのことであつた。「答弁書」によれば、「適格性の確認は、各府省等において、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているもの」とのことであるが、対象本人の配偶者の調査も、「任命権者の権限の範囲内」なのか明らかにされたい。また、その場合、「任命権者の権限の範囲内」の権限の法的根拠を示されたい。

六 政府において、「任命権者の権限の範囲内」において、国家公務員の配偶者に関して調査している事例があれば示されたい。

七 「秘密取扱者適格性確認制度」において、対象者の配偶者の調査を否定しなかったことは重大である。対象者本人の調査も、「本人の同意を得て行っているものではない」（「答弁書」）ことも重大だが、そ

の配偶者も調査の対象とされているのであれば、到底許されることではない。それすら否定できない「秘密取扱者適格性確認制度」は直ちに中止すべきである。野田内閣の見解を問う。

右質問する。

衆議院議員塩川鉄也君提出特別管理秘密及び秘密取扱者適格性確認制度に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、平成二十四年十月三十日時点で、総務省においては、「防衛省機構・定員要求書等」、「在日米軍が使用する周波数に関する情報であって「Secret」として提供されているもの」、「武力攻撃事態等対処に関する情報のうち、他省庁が特別管理秘密に指定した情報」及び「情報収集衛星から得られる画像情報」、厚生労働省においては、「病原体等管理に関する文書」並びに原子力規制委員会においては、「核物質防護関係」及び「核不拡散関係」である。また、内閣府においては、特別管理秘密として核物質防護に関する事項のうち特に秘匿することが必要なものに限定して三件指定しているが、これらの具体的な名称については、これを明らかにすることにより、同府の特別管理秘密の管理に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

二について

お尋ねについては、御指摘の府省等においては、特別管理秘密として個別具体的な事項を指定していないが、他の府省等から提供された特別管理秘密文書等（特別管理秘密を記録する文書、図画又は物件及び

特別管理秘密を化体する物件をいう。）を保有しているためである。

三について

お尋ねについては、平成二十四年六月三十日時点で、内閣官房が五百五人、内閣法制局が八人、内閣府が三十九人、宮内庁が四人、警察庁が五百四十三人、復興庁が零人、総務省が二十六人、法務省が二人、公安調査庁が百五十五人、外務省が二千十四人、財務省が三十三人、文部科学省が四十九人、厚生労働省が八人、農林水産省が四人、経済産業省が百四十六人、国土交通省が十三人、海上保安庁が三百人及び環境省が八人であり、同年十一月十二日時点で、原子力規制委員会が五十人である。

四について

お尋ねの秘密取扱者適格性確認制度実施規程（平成二十一年九月一日消費者庁長官決定）第七条と照会について同様の規定を定めている府省等については、内閣官房、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、金融庁、復興庁、厚生労働省及び原子力規制委員会である。

五について

お尋ねについては、いずれも秘密取扱者適格性確認制度の具体的運用に関わることであり、これを明ら

かにすることにより、政府の情報保全に支障を及ぼすおそれがあることから、お答えを差し控えたい。

六について

お尋ねの「国家公務員の配偶者に関して調査している」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お尋ねについてお答えすることは困難である。

七について

秘密取扱者適格性確認制度は、外国情報機関による我が国に対する情報収集活動が行われる中で、我が国の重要な情報を保護するため更なる対策の強化が必要であることから、特別管理秘密について厳格な管理を行うため、「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」（平成十九年八月九日カウンターインテリジェンス推進会議決定）において定め、平成二十一年四月一日から実施しているものであり、あらゆる情報活動の前提となる情報保全の徹底を図るという観点から、必要なものであると認識している。また、適格性の確認は、各府省等において、職員の任用に関して任命権者の権限の範囲内で実施しているものであり、中止すべきとの御指摘は当たらない。